

平成 26 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 3 回定例会	3 月 4 日	開 会
	3 月 19 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 26 年 3 月 4 日（火曜日）

第 3 回南三陸町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成26年3月4日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 進 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 進 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤 仁 君
副	町 長	遠藤 健治 君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	三浦 清隆 君
企画課長	阿部 俊光 君
町民税務課長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課長補佐	三浦 浩 君
総務課上席主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	三浦 清隆 君
-------	---------

農業委員会部局

事 務 局 長

高 橋 一 清 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

阿 部 敏 克

主 幹 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

三 浦 勝 美

議事日程 第1号

平成26年3月4日（火曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男） おはようございます。

本日より3月定例会が始まります。議員各位には、活発かつ十分な審議を尽くしていただきたいと思えます。あわせて、円滑で効率的な議会運営にご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番小野寺久幸君、5番村岡賢一君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から3月20日まで17日間とし、うち休会を8日、9日、11日、15日、16日にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの17日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、陳情1件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、定期監査報告書、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、村岡賢一君、後藤伸太郎君、及川幸子君、菅原辰雄君、今野雄紀君、山内昇一君、佐藤正明君、小野寺久幸君、高橋兼次君、以上9名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（阿部敏克君） それでは、3ページをお開き願いたいと思います。

平成26年2月26日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

総務常任委員長 三浦清人。

平成25年第10回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日 平成25年12月19日
- 2、調査の場所 役場庁舎2階議員控室
- 3、調査の事件 震災復興への取り組みについて
- 4、調査目的
- 5、調査項目
- 6、調査の概要

4、5、6等については記載のとおりであります。

以上でございます。

○議長（星 喜美男） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。14番、三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 当委員会震災復興の取り組みということで、進捗状況を調査をいたしました。2ページから3ページにわたりまして、結びということで報告をいたしております。中間報告ということで継続審査をしておる中で、これまでに調査を行ったことを結びということで報告するわけであります。提言、意見としての形になるかと思っております。この結び、読

み上げます。

町民の生活を再建するために、新しい住居を整備することが最も需要であることは論をまたないところであるが、震災から3年が過ぎようとしており、その事業の進め方にはスピード感とともに丁寧な配慮が求められている。

平成26年度中には、視察した11団地のほかに、泊浜地区泊浜団地8戸、館浜地区館浜団地19戸、波伝谷地区松崎団地19戸、波伝谷地区波伝谷団地13戸、津の宮地区津の宮原団地6戸の5団地で造成が完成する予定で、藤浜団地を合わせ17団地、221戸の事業が完成する。これは調査時点での完成予定戸数であります。これは、全体の約24%に当たり、復興がよいよ次のステージへと進むことを期待させる。

同時に、土地の登記手続き、売買契約などの事務処理が集中することが当然予想され、その対応として団地ごとに手引書を作成し、現場見学会を行う等の取り組みを継続すべきである。また、そのために必要な確定測量の工程を現場の作業と並行させながら行うことで、一日も早く新居の建築に取りかけられるような配慮が今後も求められる。造成工事が完了してから実際に家屋の建築工事に取りかけられるようになるまで3カ月程度を要してしまう現状は、町民が納得できる状況にはないと言わざるを得ない。その事業の加速とともに、より丁寧な対応も同時に必要である。

団地内に整備された道路と宅地との高さが大きいゆえに、境界にのり面が形成されているが、その整備・活用に係る工事は個人負担で行わなければならない、十分な説明と対応が必要である。また、今後整備が進むうちに空き地となる箇所が生じる可能性もあり、その利活用に関しての法整備が不十分なことは大きな懸念材料と言える。

南三陸町が創造的な復興を果たすために、ことさら重要な意味を持つ2つの事業が、後世において拙速に過ぎたとのそしりを受けぬよう、今後とも関係機関との連携を図ると同時に、行政と議会が健全な関係性を保ちながら、これからのまちづくりに全力を挙げて取り組むことが求められる。

活字の報告は以上であります。

被災された町民は、1日も早く仮設を出て災害公営住宅、あるいは防災集団移転地に家を建てたいと強く願っているところであります。造成してから、測量、土地の登記、売買契約、法的手順、一定的な時間がされておりますことは存じておりますが、このような法律は震災前からのものであって、問題が生じることは想定範囲内であります。それをどうすれば早く解決できるかということを考えるのが実務担当する行政の責務であります。今回の委員会

の報告は、今日まで調査をまとめ、提言するものであります。今後執行者がどのような対応をするのかを検証していくのも委員会としての責務であります。

以上で報告いたします。

○議長（星 喜美男） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただず発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（阿部敏克君） 6ページをお開き願います。

平成26年2月26日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

産業建設常任委員長 山内昇一。

平成25年第10回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日 平成26年2月6日
- 2、調査の場所 役場庁舎2階議員控室
- 3、調査の事件 産業振興について
- 4、調査目的
- 5、調査項目
- 6、調査の概要

4、5、6については記載のとおりであります。

○議長（星 喜美男） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ただいま、事務局をしてご説明あったとおりでございますが、本町の被災した各市町村は今人口減少が大きな課題となっておりますが、産業振興となりわいですね、それと交流人口の拡大によって活力あるまちづくりを進めることに我々委員会として今後調査したいと思います。よろしくご承認をお願いします。

○議長（星 喜美男） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただず発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で産業建設常任委員

会調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（阿部敏克君） 7ページをお開き願います。

平成26年2月25日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

民生教育常任委員長 菅原辰雄。

平成25年第10回定例会において議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日 平成26年2月18日
- 2、調査の場所 登米市中田長「みんなの家」
南三陸町入谷デイサービスセンター
- 3、調査の事件 民生教育行政について
- 4、調査目的
- 5、調査項目
- 6、調査の概要

4、5、6については記載のとおりであります。以上でございます。

○議長（星 喜美男） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） ただいま事務局を通して朗読をしたとおりでございます。今後とも福祉関係について継続調査をしていくものでございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（星 喜美男） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で民生教育常任委員会調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（阿部敏克君） 9ページをお開き願います。

平成26年1月28日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成25年第10回定例会において議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日 平成26年1月28日
- 2、調査の場所 役場庁舎2階議員控室
- 3、調査の事件 議会の運営に関する事項
- 4、調査の概要につきましては記載のとおりであります。

次の10ページをお開き願います。

平成26年2月14日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成25年第10回定例会において議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日 平成26年2月14日
- 2、調査の場所 役場庁舎2階議員控室
- 3、調査の事件 議会の運営に関する事項
- 4、調査の概要については記載のとおりであります。

次の11ページをお開き願います。

平成26年2月27日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成25年第10回定例会において議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日 平成26年2月27日
- 2、調査の場所 役場庁舎2階議員控室

3、調査の事件 議会の運営に関する事項

4、調査の概要については記載のとおりであります。

以上でございます。

- 議長（星 喜美男） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。後藤清喜君。
- 13番（後藤清喜君） ただいま局長が朗読のとおりでございます。よろしく願いいたします。
- 議長（星 喜美男） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

12ページをお開き願います。

平成26年2月10日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会広報に関する特別委員長 高橋兼次。

平成25年第10回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日 平成26年2月5日
- 2、調査の場所 宮城県七ヶ浜町
- 3、調査の事件 議会広報及び広聴に関する調査
- 4、調査の概要については記載のとおりであります。

次のページ、13ページをお開き願います。

平成26年2月25日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会広報に関する特別委員長 高橋兼次。

平成25年第10回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日 平成26年1月10日、1月17日、1月21日、2月25日

- 2、調査の場所 役場庁舎2階議員控室
3、調査の事件 議会広報及び広聴に関する調査
4、調査の目的
5、調査の結果

4、5については記載のとおりであります。

以上でございます。

- 議長（星 喜美男） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。高橋兼次君。
○7番（高橋兼次君） ただいま局長が朗読したとおりでございます。よろしく申し上げます。
○議長（星 喜美男） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会広報に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。

14ページをお開き願います。

平成26年2月14日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

東日本大震災対策特別委員長 山内孝樹。

平成25年第10回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日 平成25年2月14日
2、調査の場所 役場庁舎会議室
3、調査の事件 東日本大震災に関する対策
4、調査の目的につきましては記載のとおりであります。

以上でございます。

- 議長（星 喜美男） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。山内孝樹君。
○15番（山内孝樹君） ただいま事務局をして朗読説明のとおりでございます。よろしく申し上げます。
○議長（星 喜美男） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす

発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成26年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第2回臨時会以降の行政活動の主なものとして、先月2度にわたって襲来した南岸低気圧による被害についてご報告を申し上げます。

町では、この南岸低気圧による暴風雪等の事象に対処するため、気象庁による気象警報の発表を受け、2月15日午前9時に副町長を本部長とする「南三陸町大雪、暴風雪等警戒本部」を設置し、必要な対応に当たったところです。

15日夕刻に、町が設置する気象観測装置風速計で最大瞬間風速30.4メートルを観測した暴風による被害といたしましては、戸倉沖田地区において破損した送電器具の修理に伴い1時間程度の停電が生じたほか、町道及び農道の計3カ所において倒木により一時通行どめとなる事象が発生し、また、歌津字峰畑地内においては民家付属設備への倒木を確認したところがあります。

大雪による被害といたしましては、パイプハウスの倒壊等により、収穫前の輪ギクやハウレンソウに1,600万円を超える被害が発生したほか、戸倉地区において飼料用保管施設1棟の倒壊により30万円の被害が発生し、また入谷地区においては木造畜舎1棟の倒壊に伴い繁殖雌牛2頭が圧死し、550万円の被害が発生しました。

しけによる水産被害につきましては、歌津地区において船外機船3隻が中破し100万円の被害が出たほか、ワカメの脱落が内湾側2割から8割、外洋側2割から3割となっており、数量で3,740トン、金額で2億500万円を超える被害となっております。志津川地区においては、漁船3隻が転覆し120万円の被害が出たほか、ワカメの脱落が5割から8割となっており、数量で3,210トン、金額で1億9,200万円を超える被害となっております。

現在、水産被害を初めとして引き続きの調査を行っているところであり、今後さらなる被害、詳細が判明次第ご報告したいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時25分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（星 喜美男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。14番、三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回入札4件でありまして、いずれも2月の13日に入札執行がされています。工期を見ますと3月の18、14、31と非常に短い期間の工事であります。この4件の工事なんです、これ突然やらなければならなくてやる工事なのかどうなのかということで、もともと最初から26年度の事業計画として考えておった工事なのか。あるいはもっと早目に入札をするべきでなかったかなど。それで心配するのは、工事内容概要を見ますと、大丈夫、工期までには完了するかなと思う反面、まだ中には大丈夫かなという心配のものもあるわけですけれども。その辺いかがでしょうか。工期内に、皆さんというか、これ終わるんですかね、この4つの事業なんです。

それからこの一番上段の落札した方、契約者渡辺パイプ株式会社ですか、これ初めて耳にする会社なんです、これどこのどういった仕事をしている内容の業者なのか、その辺。

○議長（星 喜美男） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） まず、菊の生産施設に係るご説明をさせていただきたいと思っております。この事業は、被災した農家の方々が組合をつくって営農に従事するという組織に対して、町が施設を整備して農家に貸し付けるという事業で、復興交付金事業により整備するものでございます。復興交付金の申請は従前からしておったんですけれども、認定されるのがどうしてもその施設整備のぎりぎり直前でないと国のほうが認定してくれないというような、その制度の、何ていいますか、実際的な実態がございまして。そういったことから、この施設につきましては、現在清水建設のほうで利用してきた施設跡地を利用しながら整備をしていく計画でございましたので、年度末ぎりぎりにあわせて交付金の認定をいただいたということから、この時期での入札ということにさせていただきました。したがって、実際に工事の終了につきましては、やはり年度内での完成は当然無理なものですから、この後の議会の中で繰り越しをさせていただくという計画でございまして。

なお、この渡辺パイプにつきましては、東京のほうにある会社でございまして、大きな施設整備におきましてこの業者を入れて入札をしたということでございます。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（星 喜美男） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 後半の3件について、私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

ばなな漁港と細浦の漁港の件でございますけれども、これにつきましては平成24年度に防潮堤の応急復旧をしたところでございます。その後のしけによりまして、一部欠落、大型土のうが流されたとかそういう被害がございましたので、今回改めましてその辺の補修工事をするということで、緊急的に今回対応するものでございます。

それから、一番最後の清水浜漁港でございますけれども、おかげさまで物揚場等の工事が終わりました、その背後地の盛土工事が残ってございました。漁港の利用を考えたときに、背後の部分につきましてもいち早く復旧が必要だという判断をさせていただきまして、今回発注したものでございます。

それで議員お話のとおり、大変厳しい工期設定となっております。これにつきましては、上2件につきましてはそういう緊急性があるということで、なるべく早くやっていただきたいという思いを込めまして18日という形で3月18日までの工期という設定をさせていただいておりますし、清水浜漁港につきましても現在、先ほど来、ワカメの収穫作業がもう始まっているということもございまして、なるべく早目に漁民の皆様はその辺の施設を使っていたければという思いがございまして、こういう工期の設定をしているところでございます。

担当課といたしましては、年度内に完成するように一生懸命頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 工事の内容を説明いただいて、わかるわけなんです。ただその、緊急を要する工事につきましては、これはいたし方のないことだなという感じはいたしておりますが。先ほど私26年度と言いましたけれども、25年度ですね、まだ3月終わりませんから。25年度中の工事について聞けば何ですか、その業者さんが使った跡地、あるいはその施設を利用しての菊の生産ですね、が終わらないと発注ができなかったというようなお話であります。この繰り越しの見通しだということですが、すると年度内には何割ぐらいの進捗率といえますか、になるのか。そうすると3月31日の工期には間に合わないということなんでしょ

うけれども。別にその復興事業の予算としてきているわけですが、この事業についても繰越明許しても予算的に、補助の率としては何ら問題ないことになるかと思うんですけども、その辺の心配もありますので。それで何割ぐらいの繰り越しになるのかですね。できれば、いろんな事情があると思うんですが、やはり年度内の事業ということで国から来ているものですから、早目に発注して、一日も早く利用させるというのが目的でありますから、業者に合わせてやるんじゃなく、農家に合わせて、住民に合わせた事業の執行というのが大事だということなんです。その辺のやっぱりやり方を今後検討する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 担当課といたしましては、現実瓦れき処理跡地の農地利用の課題と、それから復興後の農家の営農再開という部分で、かねてから何度も打ち合わせをしながら最前の策ということで、最も最短でできる手段を考えてきたつもりでございますが。現状としましては、ことし26年の秋作から何とかその生産出荷したいというような農家側の意向がございまして、それに向けて段取るためには4月以降での発注ではやはり、ちょっと工期的には生産に追いつかないというような現状がございましたものですから、跡地利用の最短でなるべく菊生産のほう、農家の生産のために最も早いタイミングでというようなことで今回させていただいているところでございますので、今後ともそのように努力してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。（「何割ぐらいの」の声あり）

恐らく年度内のできる工程とすれば、現場の測量とか、あるいはその丁張りを張るとか、そういったところの部分だと思いますので、1割程度かなというふうに見てございます。年度内にできる部分が1割程度ぐらいかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 予算の執行全般にかかわるご指摘でございまして、いちいちごもっともなご意見でございます。議会で予算認められた部分でございます。そういった部分については、近年のやつはほとんどが震災関連の復旧復興事業でございますからおっしゃるとおりでございまして、それぞれの各事業の具体化にいろんな諸事情があるわけでございますけれども、それをできるだけ早くクリアしながら被災者のそういったニーズに応えていきたいというふうに思っております。今、お話のようなどうしてもその現場対応上の問題、用地の問題さまざまございますけれども、今後ともそういった意向、意に対しながら予算の早期執行、事業の早期執行に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（星 喜美男） 日程第5、一般質問を行います。

通告1 番村岡賢一君。質問件名、防災集団移転促進事業の進捗について。以上1件について、一問一答方式による村岡賢一君の登壇発言を許します。村岡賢一君。

〔5番 村岡賢一君 登壇〕

○5番（村岡賢一君） 5番、村岡賢一でございます。よろしくお願いいたします。

第3回の定例会におきまして、私から一般質問をさせていただきます。

今、我が町では復興に向かって全ての地区において造成のめどがつき、既に県内で一番早く藤浜団地が完成するなど、他の地区より全体的に復興が進んでいると思われませんが、しかし、被災した住民の方々から見ればこの3年間は不安の連続で、1日も早い安心して暮らせる日が来るのを首を長くして待っているのが現実でございます。特に、ご老人の方々には、生きているうちに家に入れるだろうか、まさに身につまされる光景を目の当たりにしている毎日でございます。また、高台移転を希望している方の中には、時間の経過とともにその活力を失いつつある人もあり、心身を奮い立たせるための行政としての何らかの施策を求めざるを得ません。住民の悲鳴にも似た声を届けるために、次のことを伺います。

1点目でございます。現在、造成されている防集団地の進捗状況はどれだけ進んでいるのか。それが予定どおりに進められているのか。また、問題があって遅れているようなところがあるのかどうか。それから、当初高台移転を希望していた方が、3年という月日の経過の中でどのような変化が起こっているのか、それをお聞きしたいと思います。

2点目でございますが、今これからどんどんと団地が造成、完成していきますが、その土地に住むために家を建てなければいけませんけれども、その手続きと申しますか、土地の登記を、建築許可等の対応をどんどんふえていきますが、その対応はどうするのか。その2点をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、村岡賢一議員のご質問、防災集団移転促進事業の進捗について、お答えをさせていただきます。

まず、ご質問の1点目。現在、造成されている防集団地の進捗状況と入居希望者の推移についてであります。議員ご承知のとおり本町では昨年1月30日に戸倉地区藤浜団地の造成工事に着手して以来、町内各所において防集団地の造成工事を進めているところであります。本年1月には、最後となった石浜、名足防集団地の造成工事を発注いたしてございまして、これにより計画した全ての防集団地の造成工事が完了したところであります。この発注済みの造成工事の中には、既に完成をいたしました防集団地が4団地、藤浜団地、荒砥団地、平磯団地及び袖浜団地でございます。これらの団地については、現在造成した宅地の評価額の提示、あるいは確定測量といった作業を進めているところであります。

ご質問の工事の進捗状況についてであります。まず志津川市街地の高台整備につきましては、病院の早期開業を目指し真っ先に取りかかった東地区の東工区について、現在土砂の掘削、搬出作業を行っているところであります。また、志津川東地区の西工区、中央地区、西地区の東工区につきましては、1月下旬から立木の伐採作業を行っているところであります。なお、この志津川市街地の高台の宅地の引き渡し時期といたしましては、早いところでは平成27年の秋ごろ、また遅いところでも平成29年の春ごろには宅地としてお引渡しをできる見通しであります。

次に、志津川市街地の高台以外の防集団地、いわゆる浜々の防集団地について申し上げます。浜々の防集団地の造成工事につきましても、おおむね計画どおりに工事が進められているところであり、今月末までには先ほど申し上げました4つの団地に加え、歌津地区の堺団地と長羽団地が完成する予定であり、合わせますと今年度は6つの防集団地が完成することとなります。また、来年度中には歌津地区で7団地、志津川地区で1団地、戸倉地区では6団地、3地区で都合14の団地の造成工事が完了する予定であります。なお、団地造成に係る工事環境の特徴としては、造成地の近傍で道路の復旧復興工事、あるいは漁港や農地の復旧工事等が実施されているケースが多くありまして、その調整等に時間を要することが想定をされております。しかしながらこれまでも、そして今後においても、団地の完成時期に遅れが生じることのないようにしっかりと必要な調整や工事の工程の管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、造成団地への入居を希望されている方々の数の推移の件についてお答えをさせていただきます。団地の造成世帯数は、被災され住家を失われた方々のご家族の話し合い、そしてそうした方々や地域の方々と町などの関係機関との幾重にもわたる協議や調整が行われた結果として、これが決定されるものと理解をいたしてまいります。ご質問は、入居希望者の推移はということですが、私からは入居希望者の数ではなく、移転を希望されている世帯の数とい

うことで答弁をさせていただきます。

町として計画を立案した当初の段階、いわゆる国土交通大臣の同意を得た時点での防集団地への入居を予定しておられる世帯の数の合計は、1,102世帯でありました。その後、この大臣同意をいただいた後から、団地の造成工事の設計に入るまでの間にさまざまな事情から災害公営住宅や個別移転に変更されたいとして、防集団地への参加を取り下げの方々が出てまいりました。町としては、可能な限りこの減少数を反映して設計を組み工事を発注したところでありまして、工事発注時点の防集参加世帯の数、つまり現時点における防集参加世帯の数は1番初めに、国土交通大臣の同意を得たときに比べて159世帯少ない943世帯となっております。なお、志津川市街地の高台団地、志津川東地区、中央地区、西地区については、現計画ではその移転世帯数の数を435世帯と見込んでおりましたが、その後数をより精査すべく、本年1月17日から先月8日までの間、移転される予定の皆様を対象とした個別相談会を実施するとともに、先月末までを期限として改めて移転を希望する方々に参加の登録を行っていただきました。その結果、移転世帯の数が現計画よりも75世帯減少する見込みであります。町としては、志津川市街地の高台整備については、この参加登録世帯の数を踏まえて適正な規模の団地の整備を進めてまいりたいと考えております。また、志津川市街地の高台整備を除く、いわゆる浜々の防集団地における防集参加世帯の動向としては、造成工事の発注後現在までの間、防集団地への参加を取りやめたい旨の申し入れが20数件ほど提出されております。町としてはこうした場合、移転促進区域にお住いの方々を対象に公募することを考えておりますが、それでもあきが埋まらない場合の取り扱いについては、今後町の考えを関係省庁に伝えるなど、必要な協議を行ってまいりたいと考えております。

移転世帯の数が今後どのように推移していくかについて、今の時点で正確に見きわめることは大変困難ではありますが、全体として被災され住家を失われた方々の多くは再建方法をお決めになっておられると認識をいたしておりますことから、今後防集団地に移転される世帯の数が大幅に減少するということはないのではないかと、そういうふうと考えております。

次に、ご質問の2点目、今後ふえ続けていく土地登記、建築許可の対応についてであります。まず土地登記に関しましては、昨年末に完成をしました戸倉地区藤浜団地の状況を例にしますと、工事完了から土地の引き渡しまで約3カ月を要すると見込んでおります。その期間の内訳としましては、確定測量等に約1カ月半、合筆分筆等に約1カ月半を要すると思われま。これまで分筆登記につきましては、通常1カ月程度で完了してはいたしましたが、復興事業の進捗とともに当町のほか国、県、民間の登記申請が集中していることにより、分筆登記完了までに

2カ月以上かかる旨、気仙沼法務局から伝えられております。第3者対抗要件である登記は、被災者の生活再建に欠かせないものであり、登記事務の迅速化については被災市町共通の課題でありますので、宮城県東部沿岸大規模被災市町連絡会議等を通じ国に強く要望してまいりたいと思っております。

続きまして、建築許可の対応についてであります。町内における建築確認の事務につきましては、宮城県土木事務所と宮城県内を業務区域とする指定確認検査機関で行っております。本年度の建築確認申請の状況は、月当たり25戸程度で推移しており、震災前と比較すると約10倍となっております。この傾向は、自宅の再建が一定程度進捗するまで続くものと思われま。今後、復興が進むにつれ確認申請件数の増加が見込まれますので確認済証の交付が円滑に行われ、建築確認事務が滞ることのないように県などに対しまして確認職員の増員を要望してまいりたいと考えております。また、町といたしましても建築確認申請の事前相談等に対応し、建築確認申請書の手直しをなくすことを通じて審査期間の短縮を図り、復興を目指す町民を後押しできるように努めてまいりたいというふうと考えております。

○議長（星 喜美男） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 確かに今、このような状況の中でいろいろな事務関係で滞ることは、これは当たり前のことだと思っております。その中で、この宅地についてですけれども、今防集団地の宅盤で、のり面となる場所がその中で一番こう高いと思われるところはどこなのか。また、高いと思われるところはどこなのか、そういう場所をお聞かせ願いたいと思いますし、それから、やはり100坪という土地でございます。のり面が多いと、例えば今どこの家庭でも車が、少し家族が多いと3台、4台、多いところでは5台という、そういう車の台数を持っている家庭がほとんどでございます。そういう中で、家を建てて、車庫を建てて、家1つとで物置もないというような状況の中で、その100坪の中でいろいろ皆さん苦勞して、工夫して家を建てなければいけないという状況がくるわけでございます。そういう中で、そののり面が多いということは大変この入る人にとっては苦痛になると。それから、そののり面を自分でブロックを積んだりすると思うんですけれども、それも経済的に余裕のある方でできればいいんですけれども、みんなこういう大災害の後での高台への引っ越し、移転ということで経済的な負担は計り知れないものがございます。そういう中で、せっかくこの立派な宅地を国費を使ってつくっていただくんでありますから、設計の段階からきちんと、余り2重に手間のかからないような設計をしてつくり上げるのが、いろいろな話し合いの中では持たれているとは思いますが、いろいろな環境の違いがあってできないはあるかとは

思いますけれども、そこをやはりやっていくのが設計屋さんのプロ、携わる人たちの知恵の出どころではないかと思うわけでございます。そういう中で、私は今のような場所がどういうふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。

あとそれから、今この登記の問題なんですけれども。

○議長（星 喜美男） 5番、村岡議員、一問一答方式ですから1つずつやったほうがいいと思います。

○5番（村岡賢一君） わかりました。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、宅盤の関係のご質問でございますが、昨年12月21日に藤浜の団地が完成をいたしまして、あそこの場所についての住みかをとという方々とお会いした際にも、宅盤の高さ、のり面の多さということで大分厳しいご指摘をいただきました。担当課としても一定程度説明をしてきたというふうなお話があるんですが、残念ながら担当課の説明が十二分に土地を所有するという予定の方々にとってなかなかその辺が正確に伝わっていなかったという部分もあったというふうに思います。いずれその辺については、丁寧に今後とも説明をしていきたいというふうに思います。100坪という本当に限定された広さの面積でございますので、非常に有効活用をしたいという地権者の皆さんの思いというのは、まさにそのとおりだと思います。従来、大変広い場所にお住まいになっている方々が、今回100坪ということで大変狭いという思いを持っている方々も十分いらっしゃるというふうにお聞きをいたしてございますので、いかにその100坪を有効にお使いできるのかということについては、我々としても鋭意検討を重ねてまいりました。藤浜の防集以来、それぞれそれ以外の場所につきまして、可能な場所につきましては担当のほう、副町長が先頭になってその辺やっていただきましたけれども、広さ、それから宅盤の高さの問題については、とにかく地権者の、いわゆる購入する方々の意に沿うような形でなんとか設計をしようということで進めてございます。ただ、基本的にはその地形上の問題等もございまして、一概に全てそういう宅盤の高さの問題についてをクリアできないケースも多々あるかと思いますが、いずれにしてもせつかくこれからずっとそこにお住まいになりますので、極力皆さん方の思いに応えられるようなそういう整備をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ご質問の中では、一番のり面が出てくる団地はどこかというご質問がございましたが、具体的にどこのことというわけではないですが、議員も目で見ただ藤

浜の部分については、ほかの団地に比べても一般的に高くなっているという状況でございます。

○議長（星 喜美男） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） この前お聞きしたところによると、例えば1メートル50であればそののり面にブロックの擁壁がつくというようなことを伺ったと思います。それでですね、その1メートル50というその線引きなんです、これというのは国のほうからの指導なんですか、それとも町のほうでそういうふうにしてくださいというふうなお願いをしたのかどうか。例えばですね、1メートル40センチだったらだめですよ、だからそういうその1メートル50というその数字というのが、どういうふうにお考えになっているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳しくは担当課長に答弁させたいと思いますが、基本的には町で決めるということになってございまして、その前提となるのはやっぱり戸当たりの単価の問題等が出てまいりますので、その辺を考えながらのそういった計画といいますか、そういうのをつくっていったというふうに認識をしております。なお、詳しくは担当課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 1メートル500という一定の基準は、今町長回答したとおり町として町内の募集団地のルールということで基準を運用しているという状況でございます。1メートル40ではというお話もありますが、一定の線を崩してしまいますとほかの団地との整合性、公平性、そういったものにも影響しますので、そこは丁寧に説明してご理解をいただくしかないのかなというふうに思っております。ただ、宅盤の高さで先ほど藤浜が高いというお話もしましたが、実際道路から2メートル程度上がる場所もほかの団地ではございます。当然、1メートル500以上になるということで、擁壁を構築するということもございしますが、可能な限りその1メートル500という部分も含めてなんです、のり面どかし上げてやるということは本人の、そこにお住まいになる方の土地利用を可能な限り制限をさせたくないという部分もございまして。中にはその段差を活用して駐車場を設けて、階段上で上がっていく家をつくるんだという方も実際はございます。その部分が、1.5メートルぐらいまでを最高限度としようという部分を、考えた部分の1つの意味合いでもございますので、そこは今後説明のあり方という部分は先ほど総務常任委員会の報告でもございましたが、い

ろんなツールといいますか、今までは平面図上だけでの説明でしたので立体的に説明できる資料を作成しながら、住民理解を得るようなやり方を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 確かに、その今おっしゃっていることは理解はできますけれども、さっきも申しあげましたように、みんな今経済的にも大変なときに少しでも負担がないようにと先ほども申しあげましたけれども、そういう中で我慢してくださいという言葉は、今のそういう被災民にとっては本当に残酷だと思うんですよ。そういうことを考えた場合に、今設計をここでどうのこうのとは言いません、もう進んでいることですので設計を変えるということは大変なことだと思います。でも、そういうこのせっかくつくるんですから、その予算もわかりますそれも、でもずっとこれから何十年、何百年とそこをもし住み続ける、やっぱりそういう土地なんですけれどもね。最初のそういうその出発点が悪いと、後であんまり高くするとそこに擁壁、そこからひっかけてけがしたとか、あといろんな高くていいとか悪いとかの話ではないんですけれども、そういういろんなことを考えた場合には、やっぱり親切に土地を造成してあげるのが、これが町のつくるほうの仕事じゃないかと私は思います。

それですとね、今町のほうではその平等性を欠けるということで、その線は崩せないと言いましたけれども、例えばその工事業者によって、入札の業者によって団地団地でその形状が変わることがあるのかどうか。例えば、こっちの業者だったらじゃあここにブロック境に入れますよとか、何かをしますよという、業者によって違うのかどうかそれをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男） ここで昼食のための休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（星 喜美男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 28団地、さまざまな業者の方々が工事にお入りになるわけですが、基本的には設計はこちらのほうからお出しをさせていただいて、それに従って入札をするということになっていきますので、業者によって工事が違うということはないというふ

うに思います。

○議長（星 喜美男） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） わかりました。それとですね、最近のテレビ、新聞等でも見ましたが、商店と自宅の兼用がこの造成地で商業地ということであってありますけれども、その中で商店と住居としての併用はできるのでしょうか。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 店舗兼住宅ということになりますが、基本的にはできます。

○議長（星 喜美男） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） わかりました。それと、藤浜団地での先般土地の評価額が出たようでございますけれども、先ほど申しましたのり面のある土地とそうでない土地の、どれくらいの差が出るのかなと思って興味深く見たんですけれども、さほど差がない。どういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町としても一定基準のもとに単価を設定させていただきましたが、詳細につきましては担当課長から説明させます。

○議長（星 喜美男） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） 藤浜の価格につきましては、2月17日に地元のほうへ参りまして価格の説明をさせていただきました。土地の評価につきましては、道路の接道状況、あるいは宅地の向き、もしくは道路との宅地との高低差、あるいは民地との高低差なども総合的に含めまして批准しまして価格を出しているという状況です。その上では、不動産鑑定士による格差がどれくらいあるのかということも十分意見を求めた上で価格決定に当たっております。

○議長（星 喜美男） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 評価額もそうなんですけれども、先ほどののり面の高さということで、さっきから何回も申しますけれども、その対応策として例えば余りにもひどいところには、それが1メートルを超えた場合にはどれくらい下にブロックを50センチ積むとか30センチ積むとかという何かの救済策、そんないきなり全部をやれとは申しませんが、やはりそこに当たった人が、じゃあ仕方ないなここでも住まなきゃいけないんだなという、そういう人たちが納得のできるような土地の造成のほうをきちっとお願いしたいと思いますし、やはりそうでなければその評価額といえども、やはり差のついている土地であれば差のついたな

りの評価の仕方というものもこれ必要なんじゃないかと思います。それにつきまして、次終わりまして、次の登記ということで先般町長から話がありましたが、いろいろ時期的な部分もございしますが、例えばその短くするというんですけれども、本当に物理的に可能なんでしょうか、本当に。もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 期間を短くということだと思いますが、過日復興局の梶原局長がおいでの際に、私どものほうからその問題についてご指摘をさせていただきました。早速、梶原局長も国のほうにそのへんのお話をさせていただいたようで、さまざまな動きがございします。きのう自民党の大島理森復興加速化本部長がおいでになりまして、その際にもちょっとお話をさせていただきました。それであさって、この件について小泉復興政務官もうちのほうにおいでになりまして、この問題についてちょっと詰めて議論をしたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 力強い今ご返事をいただきましたけれども、まさに今、国を動かさなければ前へ進まないという、今はそういう状況でございします。私が質問いたしましたその造成等につきましては、順調に進んでいるということで一安心をいたしました。これから何が起きるかわからないという状況の中ではしっかりと監視をしていっていただきたいと思ひますし、ただ残念なことに当初思っていたように皆さんがその希望したとおりに移ってくれなかった、人口がこの町から流出しているということは否めない事実でございします。今私たちの町が直面しているのは、そういう人口の流出と基幹産業である漁業農業の担い手の高齢化と、福島原発絡みの風評被害があつて先行が不透明でございします。町一丸となつて戦っている姿は評価すべきだと思いますけれども、何よりもまず落ちついて住める我が家を、行政の力で一日も早く整備することが求められています。職員が寝るのも惜しんで働いていることは承知しております。それで問題が解決することは不可能だと思います。国を動かして住民の心に少しでも勇気を与えられるよう特例措置の道を探っていただきたいと思ひます。終わります。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のご指摘のように、当町にお帰りになる方々をいかに早くお戻りいただくかということが非常に重要だと思ひますし、昨年来住宅再建元年という位置づけのもとで復興事業を進めてまいりました。議会の皆様方のお力でもございまして、冒頭申し

ましたように28団地全ての着工もできたということになります。あとは速やかに事業を進めていくという段取りになりましたので、今後ともひとつご理解のあるご協力を賜りますようお願いを申し上げますというふうに思います。

○議長（星 喜美男） 以上で村岡賢一君の一般質問を終わります。

通告2番、後藤伸太郎君。質問件名、1、全町的な避難訓練の必要性について、2、志津川市街地のグラウンドデザインについて。以上2件について、一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇発言を許します。1番後藤伸太郎君。

〔1番 後藤伸太郎君 登壇〕

○1番（後藤伸太郎君） 後藤伸太郎です。ただいま、議長から許可をいただきましたので登壇しての発言をさせていただきますと思います。

2回目の一般質問でございます。何とか深呼吸せずにここに立てるようになりました。私、一般質問を今回2件上げさせていただきました。1件目が、全町的な避難訓練の必要性について、2件目が志津川市街地のグラウンドデザインについてということで質問させていただきます。質問の相手は、いずれも町長でございます。

まず、壇上から1件目の全町的な避難訓練の必要性についてということで町長にお伺いしたいと思います。

南三陸町は災害に強いまちづくりを目指していく中で、町民の命を守るために速やかな避難ということがこれは必要不可欠ですが、その避難訓練について行っていかなければいけないのではないかと私は考えておりますが、何分南三陸町は復興途上にあります。その我が町の現状と、それから今後の展望を伺っていきいたいと思っております。細かく3点を挙げさせていただきます。

町を挙げての避難訓練が必要であると思うがいかかということでございます。必要としまして文書表現としまして、必要で切りましたのは、私の個人的なといいますか議員としての質問するという思いと、ぜひやっていただきたいという要望、願いですね、それが1つあります。その点をお聞きしたい。

それから2点目といたしまして、高台地域のその避難して来られる方、低地区から高台避難する方の受け入れ体制というのは今現状どうなっていて、今後どういったことを考えていかなければいけないのかということをお伺いしたいと思います。ご承知のことと思いますが、これから職住分離ということで人々の住む地域というのは高台にどんどん移っていきます。そうすると、何か有事の際に地震が起きて津波警報が出てという有事の際に人々が高

台に避難するというのが、今まで低地区に住んでいた人たちが高台に避難するということから変遷が、変化が起きていくんだらうと思います。それを今後考えていかなければいけないと思いますので、質問をさせていただきます。

3点目といたしまして、今後まちづくりが進む中での展望はということで、1つにはこの後答弁をいただいているいろいろご質問をさせていただきたいと思っているのですが、過去の事例を踏まえて、そして現状の問題点を認識して今後どうしていくのかということとをぜひこの場で考えていきたいと思っています。それが私がこの若さで、今この場に立っているということの1つの大きな意味でもあると思いますので、南三陸町で行われる避難訓練というのはどういったものが望ましいのかということとを、私のこの希望、持論を述べさせていただきながら伺っていきたいと思います。

以上、1件目の全町的な避難訓練の必要性について、町長のお考えを聞かせてください。壇上からの質問を以上とさせていただきます。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員の1件目のご質問、全町的な避難訓練の必要性についてということについてお答えをさせていただきますが、質問を拝見させていただきますと1番は自助、2番目は共助、3番目は公助とそういうふうな分類に分けてのご質問かというふうに認識をしております。

1点目のご質問、町を挙げての避難訓練の実施についてであります。ご承知のとおり東日本大震災後につきましては、昨年度そして本年度において国の防災の日である9月1日に地震の揺れ、津波から命を守ることに主眼を置いた想定のもと、町の全域を対象として地震、津波避難訓練を実施をいたしたところであります。この訓練では、議員ご質問の避難に関し津波から命を守るといったことにおいて最たる行動をとる、高い場所への避難について避難対象地域を限定にせずにより高い場所を目指すことに着眼し、これを促すための避難広報等を実施したほか、東日本大震災における経験、教訓にも基づき減災といった考えに照らした10分前退避ルールの適用による消防団の緊急退避訓練、町内数カ所の地点における浸水域への車両進入阻止訓練等を実施をいたし、また地域における訓練としましては仮設住宅からの出火を想定した仮設住宅団地住民の方々による避難、消火訓練等を実施をしたところであります。災害に強いまちづくりをさらに強力に進めていく上では、災害の種別を地震、津波に限定することなく、いわゆる風水害、さらには原子力災害にも対応する全町かつ総合的な訓練の実施が求められるところでありまして、そうした訓練を通じ命を守る上での初期段階で

ある自助、そして命をつなぐ上で最も期待される共助について、地域を問わず推進していく必要があると考えているところでもあります。

今後、地域防災計画の見直しに当たり、開催した地域懇談会において寄せられたご意見等も踏まえながら、町民の皆様が参加しやすく、かつ実効性のある防災訓練のあり方について引き続き検討をしてみたいというふうに考えております。

次に、ご質問の2点目。高台地域の避難の受け入れ体制についてであります。さきの東日本大震災の際には、津波の浸水がなかった地域の皆様により被災した方々に対する多大な協力的な支援活動が実施をされました。ご尽力いただいた皆様方に改めて深甚なる敬意と感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。町では、支え合い、助け合いとしての共助の具体の実現及びその推進に向けて昨年度からは自主防災組織における防災資機材購入への補助制度を創設し、その活動体制の強化等をお願いしているところでもあります。こうした中において、共助としての活動には行政区長等地域コミュニティーの枠組みを関係することは否めず、東日本大震災の経験から3年を数えまして地域皆様による既存コミュニティーの機能強化、再形成も図られ始めている今、地域の枠を超えた共助の下支えとなり得る行政としての現実的な支援のあり方について改めて検討する時期にあると考えております。ご承知のとおり現在、町の防災会議において、避難所、避難場所の指定に当たっての考え方について整理がなされているところでありまして、これに合わせ各地域あるいは災害の種別ごと、共助としての期待する活動、そしてその共助を支える公助のあり方について前述の地域懇談会により得られたご意見を参考にしながら、具体の検討を進めてまいりたいというふうに思います。

3点目のご質問。今後のまちづくりが進む中での展望についてであります。避難の訓練を考えた場合、1点目のご質問とも関連しますとお住まいに特化したものとするだけでなく、想定として設定する災害の種別や避難後における行動、活動についての個別部隊の検討が必要であると考えております。また、町内世帯の少人数化、高齢化が進む今後においては、実際の訓練の実施も視野に入れた避難行動支援者の把握及びその支援体制を早期に確立する必要があるほか、交流人口の拡大に伴い増加が見込まれる観光客、外国人等といった要配慮者への対応も急務であるというふうに思っております。1点目と同様の趣旨になりますが、避難訓練につきましては、そのあり方等も含め従前の内容を単に踏襲し継続したものとするのではなく、まちづくりの過程にも照らし随時に継続的に見直しを行い、その時々においてより現状に即した内容とするべく必要な対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今、自助、共助、公助というお話をいただきました。今後、問題にしていきたいところといいますか、考えていかなければいけないところ、まさに私どうしても共有しているなという思いは強く、まず感想として持ちました。災害の種別をまず限定しない、避難するその地域を限定しない、これは大変とっても重要なことだと思います。それで、まず時系列に沿ってといいますか、過去の体験をちょっと振り返ってみまして、それで現在の問題点を洗って未来にどう考えていくのかというお話の流れで進めさせていただきたいな、質問させていただきたいなとは思っております。

まず、現状行われている訓練で9月1日の防災の日に避難訓練をしたと、そこでいろいろ教訓を得られてそれを今後につなげていきたいというお話がありましたけれども、これは私個人的な感想もちょっと入るかもわかりませんが、果たしてその町民の意識の中にその9月1日に避難訓練をするという意識がどれほどあったのかというのが、ちょっと疑問な部分があります。具体的に言えば、その周知であるとか、この日にこういった訓練を行うんだということを、その消防団の関係の方とか行政組織に属している方というのは御存じだったのだろうとは思いますが、民間のその町民へのアナウンスが少なかったのではないかなと思うんですけれども、この点は町長いかがでしょう。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 9月1日ということについての今お話もいただきました。多分、当町においては避難訓練5月24日ということで、志津川地区は5月24日ということで51年ほどやってまいりましたので、どうしても避難訓練というと5月24日というイメージが大分町民の皆さんに浸透しているのかなという思いがあります。突然に震災後、9月1日ということになりましたけれど、国の防災の日ということになっているのですが、町民の皆さんにとってその9月1日というのが自分の気持ちの中でどこまで受けとめたのかという部分については、今ご指摘の部分も多分にあるのかなというふうに思います。ただ、いずれ町として9月1日に避難訓練をしますということについては、周知をしたという思いはあるのですが、しかしながらそれが十二分に行きわたってなかったという部分は多分にあるかというふうに思います。

それからもう1点は、やっぱりなかなか今仮設住宅にお住いの状況の中で、避難訓練といいましてもなかなかどうそのまんま素直に受けとめていただけない部分も多々あったやにお聞きをいたしております。そういう部分も含めて、我々として多くの方々に参加を、いわゆ

る震災前に繰り返してまいりました全町挙げての避難訓練のような体制に何とか持っていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今ちょっと日程といいますか、日付のお話が出たので、これはちょっと後ほどお伺いしようと思っていたんですが。いわゆる私ももともと本浜行政区におりまして、その5月24日に学校に行く前に避難訓練をして地域の方と一緒に避難をしてという経験があります。それで、その過去の避難訓練を考えたときに、今町長のお話の中で以前のような意識の高い訓練をすべきであるという趣旨の発言があったかと思います。私もちょっと同意見といいますか、震災前の避難訓練というのは地域に根差した訓練ができていたのではないかという実感が自分の中ではあります。それと同時に、ちょっとこれは具体的なお話になるんですが私、上山地区に、上山に避難するということになっているんですけども、その普段の避難訓練ですとあそこに例えばテントが出ていて、炊き出しがあってという避難訓練をしていたと。それで、3月11日の際にも実際にそういうことが行われているんだろうと思って避難した方が多数いらっしゃったのですが、実際はそこにはテントもなく炊き出しもなく、実際にはそこにも波が来ましたのでさらに高台へと逃げていったという実態があるんですけども、その訓練のための訓練になってはいないかということはこれシビアに検討していくべきなんじゃないかなと思います。それで、その町民の意識を避難訓練に集中させるために、例えば日付を選ぶであるとか、アナウンスを今後強化していく必要があるんだろうと思います。日付に関して、町長の思いありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前の避難訓練は、最初からスタートした時点というのは、ある意味全町同じような避難訓練をやっておりました。ここ10年ほどは、基本的にはそれぞれの地域地域に想定した訓練をしましょうということに変えてまいりました。地域にはそれぞれ自主防災組織をつくっていただいて、それぞれがどういうふうな避難訓練をすればいいのか、例えば後藤議員が前いた本浜地区においては、地域の皆さんでリヤカーを買って、町のほうからの財政支援という形の中でやっておりましたけれども、そういうふうにそれぞれがそれぞれに合った訓練の仕方というのをやっておりました。特に、子供たちもお入りをいただいた、中学生もお入りをいただいてやってきたと。それから津波が到達しない地域、入谷地域ですか、入谷地域の中学生の子供たちは炊き出しで上山に来て避難訓練のお手伝いをしてもらったと。それぞれ個々に合わせた形の中での避難訓練をしてきた。そういうこともやっ

ぱりこれから絶対必要になってくるんだろうというふうに思っております。ただ、今日程のお話でございますが、基本的にいつがいいんだということになりますと、基本的には3.11はやらないというのが私の思いです。3.11は、あくまでも鎮魂の日にしたいと思っております。したがって、避難訓練を行う日はまた違う日を想定せざるを得ないだろうと。先ほど言いましたように、9月1日が国の防災の日、それから震災後に新たに制定された11月5日これは津波防災の日として制定されました。どの日がいいのかということは、これから担当課を含めて十二分に検証をしながら日程については決めていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 3月11日には避難訓練をしないという、私は賛同いたします。ただ、その町民の意識を強く持つていくために、何ていうか表現が難しいところもあるのですが、その公的な機関から皆さんぜひ参加してくださいというお話も地域にしていって、それで協力してもらおうということはもちろん大切だと思うんですけども、町として強く、何ていうんですかね、イニシアチブをとって、語弊があるかもしれませんがあえて申しますと、一種イベントのように人々の心に強く残るような形で今後避難訓練というのを考えていく必要があるのではないかと。過去、実際にそうだったのではないかなと思うわけなので、その点についてはいかがでしょう。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと前段でお話をさせていただきますが、地域防災計画、今年度中に策定をいたします。その中でも書いてあるんですが、11日の日ということについては、それぞれ毎月の11日の日にそれぞれ目的を持った形の中でのいろんな取り組みをしていただきたいという、そういうことも我々として今考えてございます。後段のご質問の部分について、まさしくそういう部分もあってしかるべきなんだろうと、そういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ちょっと私も回りくどい表現が多いのでなかなか難しいんですが、進むべき方向というか、今後町としてその避難訓練に対して考えていく、そのスタンスというのは今ご説明いただけたかなと思います。それで、その過去を振り返ってじゃあ現在果たしてどうなのかというお話をさせていただきたいと思うんですけども。お話の中にもありましたけれども、町外からいらっしゃった方をその避難訓練に巻き込むといいますか、一緒に

参加してもらおうということも重要なのではないかなと思います。というのはやはり、夜間人口が基本的には申請した区域というのはゼロになるわけで、日中そこにいる人というのは地元で働いている方、もしくは観光でいらっしゃった方、先ほど外国人の方と観光客の方というお話もありましたけれども、そういった方への避難先の提示であるとかということとは具体的に考えていかなければいけないんじゃないかなと思います。例えば、閑上地区に商店街が復活いたしまして、あちらは大分遠くまで行かないと要は高台がないという地域に、その復興の商店街を復活させて、そこの避難路を提示する看板をつくって、いざという際にどこに逃げればいいのかということを知りやすい形で提示しています。今、現状町外の方がこの町で復興作業に従事しておられます。その方々の安全を今どうやって守っていくべきなのかということ少し考えていきたいと思えます。現状例えばその案内板とか、地震の際にはここに逃げてくださいというようなことを案内板であるとか何か防災無線を使った呼びかけであるとかで、地域のこの町で仕事をしておられる方々に周知していくというお考えを今の段階ではあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 順番にちょっとお話をさせていただきますが、震災前、多分ご承知だと思いますが、震災前に市場から高台の上山等に含めて逃げるサイン設置を町でしておりました。基本的には、町外からおいでになった方、仕事とか観光とかおいでになった方々が地理不案内な場所でも高台に逃げられると、そういうふうな趣旨のもとでサインを設置してございました。したがって我々としても今後そういうのは絶対必要だというふうに認識をしております。特に今回の東日本大震災を経験いたしまして、残念ながら当町に仕事や、あるいは観光でおいでになった方々も大分犠牲になりました。私は今回の東日本大震災の1つの教訓として、町民の命もちろん守らなければいけませんし、たまたまこの南三陸町に足を踏み入れた方、この方々の命を守らなければいけない、そこはもう腹に据えてございます。したがって、町外からおいでになった方を含めて避難訓練にどう参加をさせるかということについても必要ですし、どういう形の中で避難の場所をちゃんとお教えできるのかというふうなものも必要だというふうに思います。ただ、いずれ今現状の状況の中で新たにサインをつくるという、これは非常に今現実としてちょっと難しいかなというふうに思っております。いずれ、かさ上げもなっていくという状況の中で、どんどん日々地形が変わっていくというそういう状況ですので、ある意味そういった町外からおいでの方々、どういう形かここは避難場所だよというのを、そういうのは必要だというふうに認識をしておりますが、

その辺はちょっと工夫をしていきたいというふうに思います。ただ、作業者の方々、お入りになっているの方々、これは我々も事業者の方々にこのいざというときにどういう場所へ逃げるのか、仕事場がどこで、そこからどこが一番近いところが逃げる場所があるのかということについては、その雇っている、雇用している事業者の方々にもご協力いただかなきゃないというふうに思っておりますので、そういうふうなものはいろいろ意見交換しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 具体的に今その建造物といいますか、その案内板とかを設置するのには無理があるということは私も理解できます。であれば、なおのこと、いずれ8.7メートルの防潮堤ができて10メートルのかさ上げが志津川市街地では行われて、上空から海を見下ろすような町に恐らくなるんだろうと思います。そのときに、過去の教訓を、まさに今町長が言われたような震災で得た我々の教訓を後世に語り継いでいくというか、その新しくでき上がった町で新しい避難訓練をするために、今全町を挙げての避難訓練というのがなおさら必要なんではないかなと、その必要性が今私の中では見えたのかなと1つ思います。その変遷していく町の様相を、例えば記憶して、例えば記録して後世に残していくということはこれ必要だと思います。そのために、その関係各所で動いている、協議していくというようなのはもちろん重々わかるんですけども、それは町民の意識のレベルに落とし込んでいきたいという思いがあってこの質問をさせていただいたという経緯があります。そこを今後ちょっと考えていきたいなという。

未来のことといいますか、今後その南三陸町があるべきこの避難訓練の形というのは一体何かなと、どういうものがあるのかなと思うんですけども。私としては、どうしても実体験からの話になってしまいますが、志津川地区ではその5月24日に避難訓練をして、おのおのがどこに逃げるんだという共有がありました。おかげで、私も個人的にはその家族とスムーズに再開することもできました。ただ、震災後その同世代の人たちと話している機会があって、違う地域、具体的に言えば歌津地域の同級生とかと話をしたときに、余り高台に逃げた記憶がないなというお話をいただいたりいたしました。それで、どっちがいいとか悪いとかいう話はもちろんないのですが、あの震災を我々全員が共有して体験したということ、1つの後世に伝えていく手段として全町挙げての避難訓練というのは、これ絶対必要なのではないかと個人的には思うんですけども、町長その全町を巻き込んでの避難訓練というのはわかりやすく必要か必要ではないかというところを踏まえてお答えいただければと思うんで

すけれども。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それぞれの地域によって、高台に避難をした地域と、あるいはしたことがないという地域と今ご指摘ございました。多分そういうケースもあるんだろうというふうに思います。ただ、我々今回の東日本大震災で1つ共有したのは恐怖です。恐怖を共有しました。その恐怖を共有した中から、どのように今度はそれを避難という部分に共有として結びつけていくのかということが非常に大事だと。したがって、先ほど申しましたように従来からその全町的な避難訓練について、従来もやっていたんで今後ともぜひともやっていく必要があるというのは、そういうことだというふうに思っております。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今、恐怖というお話がありました。これはちょっと、次の段でお話させていただこうと思っていたんですけれども、もしかすると、ややもするとその抵抗感があるのかなと、震災から3年たちましたけれども、その避難訓練することで例えばあの災害を思い出してしまうと、心の中の抑え込んでいたものが噴き出してしまうという意見もあるのかなという中で、ただ町としては後世の命を守るために、もしくはこの町にいる人の命を守るためにぜひ必要なんだという強いメッセージを発する必要があるのではないかと思うんですけれども、ちょっとその思いはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分ですね、訓練をすることによってあの震災を思い起こすという、フラッシュバックする方というのはいると思います。それぞれの個々の心の中の問題でございまして、そこまで行政として立ち入るつもりは全くございませんが、しかしながら訓練をして、そしてみんなで高いところへ逃げて、それぞれの命をしっかりと守るということは非常にこれは避難訓練のいわゆる根っこの部分です。そこはしっかりやらなきゃいけないと思います。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その個人の気持ちの分野というか、そこにはもちろん我々がどうのこうの言うことでもないでしょうし、突っ込んでいく部分でもないのかもわかりませんが、参加できる方々だけでも参加してもらおうということに意味があると。それを継続していくことで、最終的に南三陸町のモデルケースをつくり上げていきたいなという思いがございまして。避難訓練の話を出させていただいたのは、私議員として防災教育ということを強化して、そ

れを町外に発信していきたいんだという思い、これは前回の一般質問でも言わせていただきましたけれども強く思っております。その場合に、その議論はどうしても避けるべきではないんだと思うんです。ちょっと関連的なお話になってしまいますが、どなたかに配慮して議論そのものがタブー化してしまうといいますか、誰も声を上げないというのはこれは非常に不健全であって、これからこの町に長く住んで子供を育てて孫の顔を見ていく、私結婚していませんけれども、その私たちの世代が声を上げる必要があるという思いが強くありますので、今回も質問させていただいております。

じゃあその今後の避難訓練のあり方なんですが、新たな問題というのが先ほど来のお話で複数出ているかと思えます。1つはその地域に沿った防災計画を策定していく中で、その地域そのものが動いていく、変化していくんだと、そこをどうするのかという問題と、ちょっと先ほど出ましたけれども女川には原子力発電所がありまして、先般の福島事故をもってUPZが策定されて当町もその中に入っているというふうに認識しております。そういった新しい、震災以後新しく浮上してきた問題をこの避難訓練に取り入れていくということが必要だと思うんですけれども、その辺町長のお考えを聞かせていただきたいなと思うんですけれども。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 訓練は、基本的には継続することに意味があると思えます。前に申しましたように、51年間愚直に訓練を繰り返してきたわけです。それが地域の皆さんにとって、さまざまな形の中で防災、あるいは津波の恐怖というものに対してのそういった1つの大きな啓発につながっていった部分もあります。そういう継続することによって、だんだん訓練に参加する方々がそれぞれ知恵を出し合ってきます。そこがある意味訓練のいい方向性を1つ見出していくということにつながってきたという、これは過去の経験としてあります。今回、訓練そのものについては私は前のめりでやりたいと思っておりますが、いずれにしても、ただ最終形は防災集団移転促進事業が全部終了するというのが、避難訓練のいわゆる最終形として見えてくる方向性の1つの姿になるのは、そのころなんではないのかなというふうに思います。ですから、先ほど答弁で申し上げましたが、基本的にはそこに至るまでの間にどういう訓練のあり方が大事なのか、どういう訓練のあり方が必要なのかということ随時検証しながら進めていく必要があるというふうに思います。

それから、原子力災害対策編にも書いてありますが、それについても当然我々としてはそういった対応をしていくということがUPZ圏内の自治体としての当然あるべき姿だというふ

うに思っております。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 最終形が、その新しい町ができ上がったときに完成するといいますか、今後この形で継続していこうということになるんだらうと、それは思いは私も一緒です。1つ確認といいますか、そんなことはないと思うんですけども、それまで避難訓練やらないとかそういうことではないということによろしいですね。やりながら検証していくと。わかりました。

では、具体的にまとめといいますか、3.11、3月11日というのは鎮魂の日にしたい。であるならば、それに対応して人々の、今この町に生きている人々の命を守る訓練をいつかしなければいけないということです。私は5月24日というのが1つのわかりやすい目安のかなと思いますけれども、5月といいますとあと2カ月ちょっと先なのでどうなるのかなと思うんですけども、まずことしですね、ことし避難訓練というのをどういった形で、日付ももし希望があればお答えいただきたいと思うのですが、ことしの避難訓練どのような形で行っていこうと思っているのか聞かせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 5月24日というのは、これ非常になかなか難しいと思うのは、志津川地区は確かに41名の方々が犠牲になって、翌年からずっと5月24日に拘泥してやってきた経緯があります。しかしながら、歌津地区においては6月12日に避難訓練をやってきたという経緯がございます。したがって、南三陸町という合併した町になりまして5月24、6.12、果たしてどちらがいいんだということについては、それぞれずっとこれまで訓練を積み重ねてきた両地区の町民の皆さん方の意味、意識というのは非常にそこで乖離がやっぱりどうしても出てまいります。ですから、そこで5.24、あるいは6.12、どちらにするのかということについては、なかなかさまざまな議論があります。先ほど言いましたように、本年度、昨年度とやってきた9月1日というのは全国規模でやる訓練です。それから、もう1つ先ほど申しましたように11月5日については、津波防災の日ということになっておりますので、ただそこでちょっとこの質問に関していろいろ打ち合わせをしたのですが、その中でいろいろ11月5日どうなんだって話になっているのは、いずれ合併から間もなく7年、8年、そして間もなく10年になります。そうした折に、従来からやっておりました文化の日の表彰式というのがあります。町政功労表彰式です。それは、例年11月3日の文化の日を開催をしております。したがって11月5日にその日を設定しますと、1日置いて全町的な行事が続いてし

まうという、ちょっと私はその辺を懸念をさせていただきました。いずれにしましても、いつにするかということについてはこれから議論が必要だと思いますが、いずれ来年度どうするかということについて、担当課のほうでどう考えているのかについては担当課長からちょっと説明させます。

○議長（星 喜美男） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 現在、防災計画を策定中でございます。その中でも最終的に日程等につきましてご決定をいただくというふうなことで考えてございます。やはり6.12、それから5.24、9.1、選択肢いろいろあるかと思いますが、その中にも11.5というふうな考えもございますので、これは防災会議の委員の皆さん、それからまた町長、副町長の意見もいただきながらご決定したいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 私は日付のお話を出してしまいましたので、そちらに答弁が集中したかなと思いましたが、来年度はそのどうしていくのかということ、まずそれ町長でも課長でもいいのですがお答えいただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 現在、防集等の事業が大分進捗しておりまして、浸水域には皆さんお住まいになっていないという現状を踏まえまして、実際の訓練の内容というのは高台からおりてこない、逆に浸水域にいる方は高台のほうに避難する、それから町外の方は浸水域に入ってこないような道路の封鎖をするといった訓練が主になろうかと思えます。それとあと、備蓄として防災計画策定上3日分の食料をそれぞれの過程で配備してくださいというふうなこともメインで考えておりますし、あと震災前に80カ所あった避難場所、避難所につきましては、避難所が12カ所、それから避難場所として25カ所、計37カ所というふうなことで絞り込みを行いまして、その絞り込んだところには発電機であるとか資機材関係、食料も含めまして充実をさせていかないといけないのかなというふうな観点に立ってございます。そんな訓練を行う段階でも、日程につきましては候補が何日がございますけれども、その中から決めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今、来年度の訓練についてお話いただきました。その中で今出まして、備蓄ですね、各家庭で3日分というのはこれは全国的にも言われておりますし、町民の皆さんぜひ用意していただきたいなと思っているところであります。それで、お話の中で出ましたよ

うに避難所とされていた地域が、建物であるとかが、例えば流出してしまっているとか、今後のその新しい避難拠点みたいなことを考えていかなければいけないんだろうと思います。それで、これは先ほどの答弁の中に含まれていると思ってことさら強調しなかったのですが、その新しい町並みができたときに、ここに避難して、ここに食料であるとか防災用品を備蓄しておくんだということが決まっていくんだろうと思うんですけども、例を挙げますと志津川地区のお話ばかりで申しわけないのですが、商店街があります。さんさん商店街で例えばイベントをするといった場合に、もし何か万が一大きな地震があった場合は、旭が丘に避難していただきたいという旨はその観光客の皆さんにお知らせされているんですけども、ただその旭が丘側は実はその受け入れ体制であるとかが十分とは言えないんじゃないかというような地元の方のお話を聞いたことがあります。ちょっと個別の話になって恐縮ですが、あちらのコミュニティーセンターですか、町長お住まいですもんね、ですが震災でその建物が傷んで大人数の方が中に入れないというようなお話も聞いたりしております。そうやって今現状を、もし、地震というのは防災計画が策定してからくるとは限らないわけですので、現状避難場所になり得るところへの町としてのその援助であるとか補助、もしくはその体制づくりというのはどうなっているのかということをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 備蓄ですが、今回の防災計画の中で1つの柱として上げさせていただいたのが、家庭それから事業所、そういう場所に3日分の備蓄をお願いしたいということで打ち出しております。この間、事業所の方から何十人も従業員がいるという、その中で3食3日分もうとって大変だというお話ありました。そのときにちょっとお話させていただいたのですが、基本的にはカロリーメイトとかそういう類いのものでも十二分に3日はしのげますよというお話で、どうしても備蓄といいますとすごい何か御飯というか、ちゃんと立派なものを食べさせなきゃいけないという思いがあるようでしたけれども、決してそうでなくて3日間とにかく食いつなぐということが第一義だというふうにお話をさせていただきました。特に今回の東日本大震災での教訓は、町で全て備蓄してというのはこれもあり得ない。いざ災害のときに、各地域に職員が備蓄を配って歩くという、これもあり得ない。そうすると、ある意味これは自助という部分でやっていただければいけない。これは現点だというふうに思っております。したがって、そういう形の中でやっていきたいなというふうに思っております。今回の反省もそこにあるんです。実は、高台で支援をするべき場所、例えば今の旭が丘もそうです。それから、被災しない地域という入谷地域とか、あるいは上沢とか

そちらのほうの地域の皆さん、そういう地域にやっぱりそういった備蓄といいますか、支援物資と資機材、そういうものをある程度重点配備をしておかないと、いざというときに機能しなかったというのが今回の東日本大震災でございましたので、そこは町としてその辺の後方支援をしていただく地域、そこはやっぱり我々としても重点的にそういった資機材の配付等については考えていかないと、そういうふうに考えています。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 拠点となり得るような高台、津波の被害が想定されない地域で重点的に配備していくと。当然だと思いますけれども、その防災協定を例えば結んでいるほかの自治体とかからの援助のその活動拠点にしていこうというお考えも当然そこにあるということでしょうか。大丈夫、はいわかりました。

ずっと何か2人きりでしゃべっておりますけれども、防災を考えていこうといった場合に、私若いという自覚がありますので今後恐らく長くこの問題を考えていかなければいけないのだろうと思います。でき得れば、今はその町の生命と財産を守る立場である町長に、例えば下地を引いていただくというか、今できることからまず始めていただきたいという思いがすごくあります。何ていいますか、こういう質問を繰り返していますと、現在協議中ですか、策定中であるかということが、それは実際そうなんでしょうけれども、こちらの町民の意識としては今揺れたらどうするんだという思いがやはり根底にあります。なので、やれるときに、避難訓練をどんな形でもいいから、従前な形じゃなくてもいいので少しでも多くの人に参加してもらって後世に伝えていく必要があるということを強く思います。その思いは、先ほど町長も前のめりになって取り組んでいきたいという答弁をいただきましたので、今後その町長の仕事の責務の中でその役割を十分に発揮していただきたいと、それでまたそれを監視する立場として私もこの問題に関しては強く関心を持って発言させていただきたいというふうに思います。

以上で1点目の質問を終わらせていただきます。

2件目の質問ですが、2件目入らせていただきます。2件目は、志津川市街地のグラウンドデザインについてということで、また町長にお伺いいたします。

これ報道などで知った方が大変町民の中でも多いんだろうと思いますし、私自身も実はそうでした、12月19日に町が隈研吾氏ですね、志津川地区市街地のグラウンドデザインを依頼したという報道がなされて、その被災した浸水した地域にどういう町をデザインしていくのかという依頼があったということでございます。それが3月に提示していただくというお

話のようなんですけれども、実は2月に、先月まちづくり協議会私も委員として参加しておりますので、その場で中間報告という形なのかなと、これは後で質問させていただきますが、デザインを示されました。それについて、町民が疑問に思っていること、単純に3点だと思うんですけれども、1点目として世界的に高名な、有名な建築家の先生に町のグラウンドデザインを依頼したそのいきさつと、まずその狙いは一体どのようなものがあるのかということが1点。それから、先ほど申しましたがまちづくり協議会等でその志津川市街地については住民の間で話し合いが何度も持たれてきたという経緯があります。その思いがどの程度、例えばグラウンドデザインに盛り込まれているのか、または今後どのように調整していく予定なのかという点が2点目。それから3点目といたしましては、志津川市街地に限定したお話で以来をされたということのようなんですけれども、今後まだそういったデザインができて上がっていないほかの町内の地区もありますので、そちらに展開していくような展望があるのかどうかという3点をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目になりますが志津川市街地のグラウンドデザインについてお答えをさせていただきます。

まず1点目、世界的建築家に依頼した経緯と狙いということではありますが、経緯といたしましては、隈研吾氏、震災以前から登米市の公共施設の設計を手掛けたということがございまして、そういったつながりから震災後当地方に何度も足を運んでいただいたことがございまして、そこからめぐり合うご縁をいただいたということでございます。昨年5月に南三陸町を訪れていただいた際に、市街地を見渡せる高台にご案内をいたしまして、市街地の土地利用の相談に乗っていただきたいとお願いしたのがきっかけでございます。その後、町としても市街地の将来像を検討をすることとしていたことから、十分以上に技術あるいは実績を要する隈氏に市街地のグラウンドデザインをお願いして、そして快くお引き受けをいただいたということになります。狙いといたしましては、町内外の方々に復興後の市街地の姿をお示し、希望の持てる町として実感をしていただき、結果として世界的に著名な建築家の方がデザインした町として将来的に町外からの来町者が多く見込めることなど、また市街地への企業進出のきっかけとなることなどが期待できるというふうに考えてございます。

次、2点目のまちづくり協議会を初めとする地域住民の意向との整合性についてでございますが、今回のグラウンドデザインにつきましては、2月6日に中間報告案ということで隈研吾氏が来町いたしまして検討状況の説明とデザイン案をご提示をいただいております。この場

には、志津川地区のまちづくり協議会の役員の方々も同席をされております。これまで協議会で検討してきました、緑を生かしたまちづくりや親水性について重視した内容であったことから、町民といたしますか協議会の方々の意向と設計事務所の意向が同じ方向を向いているデザインだというふうになっておりまして、整合性については一定以上図られているというふうに考えております。

最後に、3点目の今後町内の他地区への展開であります。今回はまちづくりの中心となっていく市街地について復興事業が着手され、住民の皆様へ早急に将来像をお示しすべき部分についてご依頼したところでありまして、それ以外の地区につきましては復興事業の具現化が図られた時点で判断することとしておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今、お答えいただきました。町民としてその気になっているといたしますか、疑問な点が何点かあって、その事前にいろいろ個人的なといたしますか、個人とのその交流があってお願いしたということでございますけれども、町民にしてみると何ていうか降って湧いた話といたしますか、突然どうしたみたいな感覚があります。そこについてお伺いしたかったんですけども、もともと当初からどなたか建築家の先生であるとか、今お話いただきましたように、後々南三陸町はこの方がデザインしたんだという一定程度の宣伝効果といたしますか、ものが期待できるんだろうと、それは私も理解しますが、そういったことは当初から計画というか想定していたことなのかどうかということをちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、当初から隈先生といたしますか、あるいは著名な建築家をお願いするということは考えてございませんでした。ちょっと経緯をお話しますが、ご案内のとおり今、さんさん商店街の奥域に本設で商業施設がどんどん立地をしてきているという状況です。志津川地区にこれから町開きをしていくという段階が必ずやってまいります。その折に、その地域に一体じゃあどういう施設を貼りつけていけばいいんだという、根本的な課題に突き当たりました。そのときにご相談をさせていただいたのが、いろいろな方々とお話をさせていただいたのですが、その中で隈先生というそういったお話もちよっといただいて、こちらも御存じだったということもございましたので、じゃあ隈先生お願いできませんかということをお願いしたと、そういう形の中で今回お引き受けをいただいて、そして成果品が

間もなく出てくると、そういうふうな状況でございます。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 当初は想定していなかったけれども、人との出会いというか交流の中でそういったお話が出てきたと。それでまた単純な疑問といたしまして、そのデザインされた町というのが3月ですかね、今月提示されるんだろと思いますが、それをどこまで実現する予定なのかという部分もやはりこれは気になる場所だと思います。まちづくり協議会とのその整合性という面に関しては、私も実体験としてそのデザイン図、こちらにきょう持ってきておりますけれども拝見いたしまして、こちらの希望というのはある程度通っているなという思いはあるのですが、ただその希望が通っているがゆえに、まちづくり協議会としては、いやそれは実現不可能ですと言って来られたという経緯もありますので、その点ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まちづくりは、グラウンドデザインという基礎の部分というのは非常に大事です。ただ問題は、ここからが大変です。書いていただいたグラウンドデザインに、どのように我々が絵をつけていくのかということについては、大変大きな責務を負わなきゃいけないというふうに思っております。ですから全てが可能かと言われると、まだ中間報告ですので具体的に最終案はまだ出ておりませんが、最終案の中で全てができるかということになりますと、私もちょっと私自身もまだ見ていませんけれども、ちょっとどうなのかなという部分が多分にあります。しかしながら、せっかく書いていただいて、しかもさまざまな方が期待をした、それと方向性が同じようなものを出していただくわけですので、そこをどう具現化をするかということが非常に我々にとってのこれからの腕の見せどころというよりも、とにかく取りまなきゃいけないというそういう思いでいます。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 腕の見せどころと力強く言っていただきたかったところでもありますけれども。そうしますと、お気持ちはすごくわかるんですけども、その依頼をして、こういう話は余りきょうはしない予定だったんですけども、その金銭の授受が発生している内容でせっかく書いていただいて、それで町民も喜んでいるのに法律上無理ですとか、そんなお金はありませんという話になってしまうのであれば、そのデザインそのものをしていただいた意味がないのだろうとは思っています。何ていいますか、言いきれない部分というのはわかりますけれども。それで、今までそのグラウンドデザインをしてくれる人がいなかったのですし

ょうかということが、またちょっと気になるんですけれども。今までその特定の業者さんと契約を結んで志津川地区の市街地の復興の事業をお任せしていたと、お任せというか発注していたと思うんですけれども、それからまたちょっと急にといいますか、方向転換して建築家の先生にお願いしたという経緯があるのであれば、それでそれがまたその実現する可能性が難しいのかもしれないというのであれば、今までどおりでよかったんじゃないかという疑問も当然出てくると思うんですが、そこはいかがお考えでしょう。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私が、すつとこう難しいという部分で腹の中にあるのは、我々がやる部分ではなくて、そこには民間の方々をそこに誘致をしていかなきゃないという部分がございます。ですからこれは我々の判断だけでなく、民間の方がこれだけ人口が減って、そういう場所にマーケットを含めていって、どういうふうにご判断をなるのかというのは、あくまで進出する側の企業の思いというのは非常に強い。そこに私どもは、そこにぜひともということでのそういう働きかけはもちろんします。ですが、最終判断は民間の方々が判断をするということになりますので、そこがちょっと力を込めてというのがなかなかいかなかった部分がある。ただ、そこは我々としてもせっかく予算をかけてやっているわけですので、何とか実現する方向で頑張っていきたいというふうに思っている。それと前段の部分の経緯について、ちょっと担当課から説明させます。

○議長（星 喜美男） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） もともとの検討なんですけれども、こちらにつきましては志津川地区の復興事業の基本計画等策定業務というのをURのほうに業務委託しております。この中には、志津川の低地部だけでなく高台含めて土地利用の計画案とか、いろんな基本計画等もろもろ全て入っている、その中の1つのメニューとして都市デザインの作成という仕様書があります。こちらは、低地部だけではなくもちろん志津川町全部、高台含めて全部なんですけれども、こちらのデザインの作成業務というのが当初入っておりました。こちらにつきましては、引き続きURのほうで業務のほうを淡々で行うということで調整はしていたんですけれども、まず優先するべきことが低地部の計画だったり、高台の土地利用の計画だったりということを優先していたがために、こちらの都市デザインのほうがどっちかという遅れ気味というか後になっていたということです。そういった経緯の中で、昨年5月に先ほど町長答弁したとおり、めぐり合うきっかけがありまして、URとも調整しまして、いずれその事業が本格する去年なので秋以降というのですか、全て事業認可をとったの

が昨年の秋なので、それ以降この都市デザインのほうの作成の業務のほうをやろうと考えていたURと協議をしまして、であればその部分をURのほうから現行して隈設計事務所のほうに別途作成依頼を行うということで調整したというのが経緯であります。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ということであれば、URにお願いしていた部分で後回しになっていた事業を前倒しで別な方にお頼みしたという経緯、わかりました。それで、報道等を見るとグラウンドデザインまだ正式なものではないというお話ですけれども、町内のそのシンボルになるような建造物の設計も一緒にお願したというような報道が一部あったと認識しているんですけれども、その点は何かお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の時点で、建造物の設計等をご依頼したというケースはございません。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） はい、わかりました。今後その、今説明いただいたような経緯で志津川市街地のグラウンドデザインが進めていきたいと、それでそこには民間の力も当然借りてそれを実現していくように努めたいというお話だと思います。

3点目の、志津川以外の地域というのはどうなのかということですが、これは今後の話が進んでいってから、まだ時期が早いというような発言があったかと思うんですけれども、その辺もう少し詳しくお話いただければと思うんですが。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1つに漁村集落、浜々でございしますが、これはそちらの漁集事業のほうでやってございます。かさ上げ等を含めて難航しております、あの伊里前地区でございします。これにつきましては、県のワーキンググループのほうにお願いをさせていただいて、そちらのほうで伊里前地区のまちづくりデザインということについてお願いをしております。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ということは、現段階では伊里前地区に関してはその隈先生にお願いするという計画はないということでしょうか。わかりました。

グラウンドデザインが示されたときに、町民のその不安というのがやっぱり今まで漠然としていたんだろうというふうな思いがあります。やっぱり平面図で想像できないわけですね、その10メートルかさ上げされたところにどうも我々は生活するらしいぞということが、未来の町が一体どうなるのかということ想像できなかつた。それが、まだ正式ではないですが、

建築家の先生が入ることによってイメージとしてわかりやすい形で示されたということは、これ町民にとって町長おっしゃられましたけれども希望の1つであろうとは思いますが。それで、今までそのさまざまな経緯があっただけでお願いしたということですからけれども、せっかく有名な方に運よくお力添えをいただいたわけですので、これを今後の南三陸町の発展にぜひつなげていっていただきたいということは強く要望させていただきたいと思っております。それで、余りその町民自身の理解がないのではないかなと思っておりますところがあるんです。先生のお名前を聞いたことがある町民というのも少ないと思っておりますし、今後こういう町ができるんだよというアナウンスはまだ正式ではないのでできないとは思いますが、足りていないのではないかなと思っております。そのデザインができ上がった際には、ぜひ広く町民に公表してというか、発表していただきたいなという思いがあるのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに、一般の方々にとっては、隈先生という名前がわかっている方は余りいないのかなというふうに思います。建築関係とか都市デザインとかそういう専門をやってきた方々は、大変有名な方でございますのでご承知だと思いますが、私自身も実際は最初にお会いしたのが震災後ですか、それからでございますので、それまでは私もわかりませんでした。ただ、お会いしていろいろお話させていただきますと、大変熱意のある方でございますので、この方だったらお願いしても大丈夫だというふうな思いでご依頼をさせていただきました。いずれ出てきましたらば、当然のごとく町民の皆さんに広く公表はさせていただきますというふうに思います。

○議長（星 喜美男） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。その際には、ここからは腕の見せどころでございますと言っただけのような状態になっていると理想的かなと思うので、その1点だけつけ加えさせていただきますして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男） 以上で後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は40分といたします。

午後2時20分 休憩

午後2時40分 開議

○議長（星 喜美男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番、及川幸子君。質問件名、震災前の観光地を取り戻す施策を考えては。以上1件に

ついて、一問一答方式による及川幸子君の登壇発言を許します。及川幸子君。

〔3番 及川幸子君 登壇〕

○3番（及川幸子君） 3番、及川幸子です。

震災前の観光地を取り戻す施策について、登壇にて質問させていただきます。

当町は、リアス式海岸で風光明媚な海岸と美しい海の幸に恵まれた自然豊かな三陸海岸は、震災前から観光客で夏場も大いににぎわっていました。この震災で、残念ながら海岸が一変してしまいました。震災まで、夏になると戸倉、袖浜、泊地区が民宿客でにぎわっており、風光明媚な海を眺めながらとりたての魚介類を食べに県内外からお越しいただき、民宿では隣近所のお母さん方が生き生きと働いていました。出店もにぎわいの一助を担っており、海産物も順調に売れていました。春には田東山が山一面に赤々と咲き誇るツツジで彩られ、伊里前川ではしらうお祭りがあり、夏は長須賀海岸から唐船番所、そしてヒマワリ畑から尾崎サンを回って、民宿のごちそうをいただくのがコースでした。釣り客も年中来ていただいております。田東山はツツジだけではなく、1,200年ころの開山と藤原文化のゆかりがあり、歴史ある山でございます。

小中学校の体力づくりに毎年、田東山登山も実施継続されているようでございます。今、トレッキングが静かなブームになっておりますので、これから田東登山者も多くなることでしょう。なお、昨年も東京より穴滝、蜘蛛滝ハイキングツアーがございました。歌津だけではなく、入谷ではひころの里では宮城の遠野と呼ばれ、民話や伝承が多く残っております。松笠屋敷、シルク館、山里体験、さんさん館宿泊所など、戸倉ではオートキャンプ場や神割崎、本当に私たちの町では自然豊かな海の幸、山の幸、そして宝の眠る町でした。皆さんもそれは十分ご承知のはずでしたが、残念ながらこの震災で沿岸部は崩れてしまいました。思い出すと涙ばかりが出ます。特に、長須賀海岸は昔から観光の目玉として県内外から多くの観光客がまいりました。地区では、駐車料金、シャワー料金など泊浜契約会が担ってきました。多いときには、月100万も収入があったと聞いております。以前あった駐車場として、泊浜契約会が管理していた土地も最近になって台帳に載っていないことも判明したようです。先日の泊浜契約の総会で、漁港事務所管轄の防潮堤計画の中で、長須賀海岸にありましたトイレやシャワーが壊れてなくなっているので、ぜひ必要なものなので整備していただくよう町に要望することが決まったようです。やはり、これからはこの震災で全国から支援いただきましたことを忘れてはいけません。この自然豊かな海、山の復興や、おいしいとりたての魚介類を食べてもらい、この町にリピーターをふやし、全国の皆さんに少しでも恩返し

していくべきではないでしょうか。

幸い、この歌津湾は概要とは違い穏やかな海です。その穏やかな海にある養殖施設の体験ツアーや、スノーケリング体験、このスノーケリングは老若男女、海に潜って楽しむだけではなく海の中の危険を察知して回遊する訓練にもなり、2つの要素を備えています。ダイバーの養成など、現在つながりボランティアが協力実施しております。サマーレジャーを取り入れた観光に移行し、震災前以上のような民宿等のにぎわいを取り戻し、マリン観光に力を入れてはどうでしょうか。

そうしたことで、海産物がお土産品となり、漁業後継者のない方や女性の方々の雇用も生まれるのではないのでしょうか。今、志津川の復興商店街ではキラキラ井目当てに被災地ツアーバスが毎日訪れております。まさに被災地観光に生まれ変わろうとしております。そのぐらい海の幸がおいしいということでしょう。民宿も今復興事業のための作業員宿舎になっておるようですが、あと5年もたてば工事もなくなり、町が奥尻のように衰退していきます。そうした危機感を覚えたときでは遅すぎます。ぜひ、田束山の穴滝、蜘蛛滝を絡めた遊歩道の修復や長須賀海岸のトイレ、シャワー、バス駐車場の整備、唐船番所のUターン回避などの整備をどのように考えているかお聞かせ願います。

2点目でございます。今、与論は防潮堤がそれぞれの地区に必要なか不必要か、高い低い、住民の議論の場に揺れ動き、決まったところ決まってないところがありますが、今100年、1,000年後に起こり得る災害のための防潮堤を築こうとしております。当町では、明治29年、昭和8年の三陸大津波、そして昭和35年のチリ津波と大きな津波被害を受けていることを記憶しております。自然に逆らえず、高台に住居を上がったたり下がったりしてなりわいを続けてまいりました。幸いに、歌津の人たちは地震が起きたら高台にすぐ逃げることを体で覚えております。今回も津波では家ごと流されましたが、そのような状況下であっても海へのなりわいで生きていく人たちがほとんどです。しかし、悪いことばかりではなく恵みの海では、海産物という宝を産んでおります。昔から海と共存してきた人たちは、風や空気、自然と向き合って現在の風土を築き上げてきました。毎日、海を眺めて天候を予測しながら生活の知恵を働かせてきました。

そのような中、防潮堤で囲み、自然景観が損なわれたら町民はどうなるのでしょうか。どういう思いをするのでしょうか。コンクリートが海を汚染しないのでしょうか。このまま防潮堤ができ、長い年月で海の生態系を壊すことが危惧されます。ワカメがしけで流され、ことしは大変ですが来年に期待が持たれます。海が汚染されると水産業は年々減少したり、後世に残す

なりわいがなくなってしまう。せめて町が後世に語り継ぐ必要からも、自然景観を残し町民の声を聞き、防潮堤を見直していただけるよう県に働きかける考えはないでしょうか。

以上、登壇からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員のご質問、震災前の観光地を取り戻す施策を考えてはということについてお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の1点目、観光地の復旧復興についてであります。当町は平成20年度宮城県が初の単独開催となりました仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの開催をきっかけに、これまで一貫して観光による地域づくりを交流施策に掲げてまいりました。震災という大きな試練に見舞われながら、ここまでの間町民皆様のたゆみない努力によりまして一つ一つ地域活動が立ち上がりつつあるのを、震災以前からの取り組みにより培ってきた地域力の賜物だと思っております。

議員ご指摘のとおり、当町にはリアス式が織りなすすばらしい海岸美や、四季折々の自然の息吹が感じられる里山、そして5万本ものヤマツツジが咲き誇る田東山など、すばらしい自然資源に恵まれております。これらの資源を活用していくのは町民の皆様であり、地域全体でその魅力を認識し、未来を担う子供たち、またはこの地を訪れる方々へ誇りを持ってお伝えすることで改めてその価値が見出されるものであるというふうに思っております。

被災した観光施設につきましては、国や県と連携を密にして復興事業を進めてまいりますが、限りある財源や将来の負担のことも含め、地域の方々とよく話し合っって有効な方策を考えてまいりたいと思っております。また、自然資源を活用することは時として危険を伴う場合もあることから、安心・安全を第一にこれらの資源を活用し得る人材をしっかりと育成することで、当町の観光振興に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、ご質問の2点目。自然豊かな海と山の恵みを後世に残す方策についてであります。議員ご賢察のように当町の魅力は森、里、海がコンパクトに凝縮され、ここに住む人、あるいはこの地を訪れる人が海、山の恵みを直感的に実感できることにあります。海、山の恵みを後世に残していくことは持続可能な形で人々がいつまでもその恵みを享受し続けられる環境を残すことにほかなりませんので、自然環境の保全と活用が一体となった取り組みが重要であると考えております。まさに震災復興計画で掲げる自然と共生するまちづくり、なりわいとにぎわいのまちづくりという目標に重ねるものでありまして、施策としてもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。そのためには、地域について私たち自身

がよく知る必要がございます。

震災前によって行ってきた当町独自の取り組みとして、地域資源の循環の仕組みを学び、資源を活用できる人材を育成するエコカレッジ事業が挙げられます。地域資源の調査、研究を行うとともに、町内の学校のみならず、この町を訪れるさまざまな地域、世代の方々に向けて南三陸の海の生き物の魅力や循環の仕組みを伝える講座を開催をいたしました。当町では震災前、教育旅行の誘致を進めておりましたが、地域に根差した学びの環境があるということが誘客の力にもなっておりました。震災により中心施設である自然環境活用センターが被災したため、講座などの人財育成事業は一時中断をいたしておりますが、施設整備を含めてこれを復旧してまいりたいと考えております。また、適切な森林管理を推進し、そのCO₂吸収量取引を通じて地域の木質バイオマス利用を促進するため、環境認証制度の1つでもありますフォレストック認証を町有林の一部について取得をしております。販売したCO₂吸収量クレジットは、ペレットストーブの導入補助金として地域に還元し、地域産材を活用することで森を守る仕組みづくりに今年度より取り組んでおります。こういった取り組みをさらに進めるため、先日の議会全員協議会でご説明をいたしました。南三陸町バイオマス産業都市構想を取りまとめ、国に申請中であります。この構想の中では、森林の木質バイオマスの利活用のみならず、家庭から出る生ごみなどを液肥とバイオガスとして循環作用する取り組みを町全体で進めていきたいと考えております。

こうした施策に町民の皆様や民間企業などとも共働して取り組み、この町での暮らし方自体が一層の自然の恵みと環境を感じられるものになることで、自然と共生し続けられるまちづくりを目指していきたいと考えております。

当町は、湿地の保全と賢明な利用を目指すラムサール条約の潜在候補地にもなっております。ラムサール条約を締結した他地域の先進事例では、渡り鳥が訪れる環境の米づくりのブランドとした例もございます。当町は、山、里、海、全ての資源がそろっておりますので、世界的にも知名度の高いラムサール条約候補地として手を挙げることも検討をしながら、持続可能な地域づくりを推進し、海、山の恵みを後世に伝えていく努力を行ってまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） いろいろとこれからの観光が期待できるものがありますけれども、まずは田東山の遊歩道の関係なんですけれども、担当の方は遊歩道が壊れかけて、木だったもので、そういうものがどのようになっているか現場確認などなさっているのでしょうか。

それから、震災後も去年、ヒマワリ、ちょっと去年は遅かったためかヒマワリが小さな花だったんですけれども、泊のヒマワリなんですけれども、あれは地区でやっているのか、これからは地区でやっているとすれば補助をせずと継続してやっていくのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 遊歩道の関係でございますが、震災前私登ったことあるが、震災後ちょっと登ったことございませんので、現状の状況ということについては残念ながら把握をしてございませんので、担当のほうでその辺がわかれば説明をさせたいというふうに思います。

それからヒマワリですが、多分あれ補助金か何かで種を買って、それで地域の方々をお願いして植えてもらっているというふうに認識をしてございます。

○議長（星 喜美男） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 田束山の遊歩道の状況でございますが、最近震災後の状況の確認は私自身はしておりませんが、担当のほうで山の確認などを通じて足は運んでいる機会があります。あるはずですので、そういった中で特段大きな障害といたしますか壊れている状況などの報告はいただいております。

○議長（星 喜美男） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） あそこの遊歩道は、今復興事業推進課長がやっているとき観光課でたしかつくった、スギ材でつくったもので、もう数年もたっているので大分壊れているかと思えますので、その辺も確認をお願いします。

それから、もう1点はヒマワリなんですけれども、大分泊地区のさっきのほうの畑が遊休農地で畑つくっていないところ多いので、そういうものも補助を出して多くヒマワリを、花、ヒマワリならずコスモスでもいいですので、花を植えていただくと来た方はそちらのほうまで回って見れるのでお願いしたいと思います。

それからシャワー、長須賀海岸、今長須賀海岸が防潮堤で、土木のほうでは防潮堤、あそこ3メートル、今の現道から3メートル上がるような計画ですけれども、そうすると道路来て見えなくなるわけです景観が、泊のその、ここに私も4月から4カ月観洋に勤めましたけど、なぜ観洋に勤めたかという、その震災で全国からいっぱい応援の人たちが来て、すごく助けていただきました。その個人的にそういう御礼を言いたくて、観洋さんに行っていたんですけれども、やはり家族持ちの方たちほとんど私は担当したんですけれども、自分たちはこうやって家族で来て泊まってお土産を買って帰ることしかできないんですけれども、それが

協力になりますかねって言うてくれるんですよね。ああ、それで結構なんですって、ありがたいですっていうこと。そしたらまた来年も来てくださいということをするんですけども、やはりそのようにこの震災の町を訪れて自分たちが何かの役に立っている、そういう思いで来ている方が多いんです。そうした中で、やっぱり観洋だけでなくこの震災した南三陸全体を回って見ていただきたいと思うのには、やはりそういう景観を残す。昔からあった長須賀海水浴場、海水浴が流れが変わってこの先どの程度集まって来るかわからないんですけども、差し当たって防潮堤3メートルのものができると、もう景観がすっかり見えなくなって泊湾は観洋から見た、観洋の社長さんは観洋がロケーションがいいからごちそうよりもそれが売り物だとしていますが、それ以上に泊から見た景観というのは湖なんですよね、海でなく湖。丘から来た人は海が怖くて入れないと言いますが、湖のような景観をなしているんです。そういう観点からも、ぜひ長須賀というものを個人的には残して、この先後世に残すものとして、震災遺構でもいいですからあそこはすぐ坊主山という山があるんですね、そこに駆け上がればいいことなので、ましてや家もみんなないんです、長須賀海岸の背後地には家もなくなって、そしてまたあその波は長須賀から上がった波と馬場中山のほうから上がった波が一緒になったところがございます。そうしたことも、この先観光地に来た人たちにも語り継いでいく地形なのかなと思っておりますし、何よりも地元の人、歌津の人たちはあの長須賀で遊んだ思い、そして今いる議員からも、あそこ何昔はまっこで通ったんだ、自転車で通ったんだということを聞いていますけれども。環境によって年々地形が変わって砂も少なくなっていることは確かなんですけども、それにまた3メートルの防潮堤ができるとすっかり変わってしまうんです、見えないということで。それをどのようにして残していったらいいかということを考えてもらいたい。これは私ひとりできるものでなく、皆さんがやっぱり地元の人からも、私は土木のほうで用地の了解もらったからということだったのでこういう一人一人何人か当たって聞いてみたら、いやあそこ決めたけれども用地のほうで結局用地の値段が安いから、どっちを取るかというとならば昔からの財産減らしたくないからどっちを取るかあったら、セットバックしないほうで長須賀海水浴場がこれから砂も少なくなってくつからということで、用地を削らない方法を選んだというような話も聞いていますけれども。そういうことで、これからのこの先コンクリート、この地形全部南三陸町がコンクリートで防潮堤がつくられると、自然とそのコンクリートが壊れて、長い年月壊れて、それが海の中に汚染されて、それが生き物がその水を吸って、そして生態系が壊れてウニ、アワビ、そういうものにまで発展していくのかなと思います。そうした場合、今

までずっと何十年も代々そういうとる漁業をやっていた人たちが、なりわいを捨てなきゃないという場面がいつか来ると思うんですよね。そうしたことを危惧するので、ぜひ1カ所長須賀だけでもいいので、何とか昔の、今のその現状をそのまま残せる方法がないかお願いするわけですけども、その辺。

それと、もう1度今まで長須賀海水浴場にあったシャワー、トイレ、観光客を呼ぶのにはトイレは必然的なものですけども、あそこら辺に今は、汚い言葉で言うとうんこが散乱しているということも、結局トイレがないと来てみても、ああいいところだからここで眺めたい、あそこに行ってみたいと思って来ても、そういう場所がトイレがないと現実そういうことが起こり得るんです。だからそういうことも考えて、もう1度そういう整備をすることができるのかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 防潮堤の問題でございますが、防潮堤につきましては、それぞれの地域で、気仙沼土木事務所それから町のほうの建設課も会場に立ち会ってそれぞれ説明会を重ねてきた経緯がございます。今回の今ご指摘の部分につきましてはの防潮堤についての協議等については、建設課長のほうから答弁をさせたいと思います。

ただ、基本的に私ちょっとお話をさせていただきます。私、防潮堤はですね、一定の防潮堤は必要だと思っております。今回、L1の津波、これについての防潮堤の必要性ということで防潮堤の高さを決めてございます。それで皆さん、どうもこの120年で4回の津波のことばかりお話するのですが、1年で3回当町は津波に襲われております。震災前の2日前、3月9日にも50センチの津波が来ております。その1年前の2月28日チリでの大地震によって70センチの津波が当町に押し寄せております。防潮堤がなかったら、たった1年で3回も当町は大きな被害に遭っております。防潮堤の役割というのは、そういうものだと思います。

それからもう1点お話させていただきますが、震災以来私は毎日ご遺体と相対してきました。2度と人の命を失うことのないようにしなければいけない。防潮堤があれば、少なくとも全てを防ぐことはできませんが、1分津波をとめれば人は300メートル逃げられます。そういう意味において、私は防潮堤は一定程度の高さでつくっていくべきだと私は思っております。よく昨今、町外から環境の考える団体の方々もおいでになって、当町でもそういった勉強会等をやっております。町外の方々、そういう方々は残念ながらあのご遺体と相対しておりません。将来に向かって環境を残せ、環境を残せというお話をしますが、地元で首長として毎日命と向き合った人間として防潮堤を譲るというつもりは全くございません。ただ、

位置についてはそれは地域の皆さんのさまざまな思いもあるでしょうから、それは柔軟に対応するという事もあるかと思いますが。繰り返しますが防潮堤については、私は引くつもりは全くありません。

○議長（星 喜美男） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、長須賀海岸の防潮堤のこれまでの経緯をお話をさせていただきます。

これまで、地域の方と7回ほど説明会なりお話し合いを持たせていただいております。一昨年の5月9日が第1回目でございます。その後、2カ月に1度程度、最終が昨年の9月12日、これが7回目でございます。それで、議員のお話の中にあつたように防潮堤の位置に関しましては、こちらから逆にご提案をさせていただきます。議員がおっしゃるように砂浜を残して海水浴場として利用できる位置の設定、それから既存の位置にそのまま高さを上げる、2つの案をご提示をさせていただきました。

議員のお話の中に用地が安いからというお話がございましたが、その時点では用地費の単価等は一切示さずに、単純にこの位置に設置をした場合にこういう形になるということを提示したのみでございます。それについて、地域の方からについては現状の位置で整備をしたい、してほしいというお話をいただきましたので、その結果に基づきまして作業を進めているところでございます。

○議長（星 喜美男） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 白い砂浜と青い松が生えている、その白砂青松の砂浜は、これは議員だけじゃなくて私もそういうのが好きなんですけれども。そこが海水浴ができるような状態であればこれはなおさらいいと思います。ただし、今回は先ほど町長申し上げましたように、そこにはどうしても防潮堤が必要ですし、それから防潮堤の位置等も今建設課長が申し上げましたような形で、これからそこが整備されるものと思います。観光の担当部署といたしましては海水浴場は必要だと思いますけれども、申し上げましたようにそういうような施設整備がなった暁に、そこが海水浴場として使えるのであれば、これは喜んでそこはその海水浴場として使わせていただきたいと思いますが、何せそのこれから工事が入る状態なものですから、今そこにその、どこにどうなるかわからない状態でシャワートイレだとかというのを拙速につくるというのは、もう少し時間をかけて場所等選定したほうがよいかと私どものほうではそう考えております。

○議長（星 喜美男） 3番議員、整理して1点ずつ伺ってください。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それじゃあ1点ですね、今観光あそこは長須賀でなくなるから、トイレも必要でないんでないかというお話を言われたようですけれども、あそこに来るのは泳ぎだけではないんです。今言うとおりの現在も地区の人たちは、汚い話ですけどもそっちこちにうんこなんかしてあるというのは、今泳ぐ時期ですか、あそこには泳ぐだけは、震災後誰も泳ぎには来ていません。あそこに来て、あそこに泊まって、あそこを通過する、いろんな意味合いがあると思うんですよ、トイレというのは。長須賀海岸泳ぐところでないから必要でないというのではなくて、あそこの漁港の部分、これから今土木の部分がかつからの長須賀海岸で、漁港の分はガソリンスタンドから漁港のほうなわけですけども、あそこ2つの工区に別れていて、もともとの長須賀海岸は土木の部分でやっております。それから、ガソリンスタンドから泊の民家に入って行くほうは漁港でやっているんですよ。幸い子供たちが地びき網だの何かやっている部分は、漁港管理の部分で今砂がたまっているので、そこを利用して毎年子供たちの地びき網などをやっていますけれども、ことしも夏に來ればそういうことが行はずですけども。それを何とか残して、そこを使っていくような地元の人たちの声、そして子供会のほうの声もあるんですけども。そういったとき、そういうトイレシャワーがないと困るし、あしたに観光客が、田東山からいろいろ観光客が来た場合、どこでトイレ休憩をさせたらいいんでしょうか。そういうことを考えてもらいたいです。長須賀海岸が再開できないからトイレもシャワーもいらんだではなくて、その半分、漁港の部分あしたに子供会、子供たちが地びき網だ体験学習だってやるときにも必ず必要になってくるのがトイレなんです。だから、考えてもらいたいということなんです。担当課でアイデアが出せば、そのトイレをどういうものに、その子供たちだけに使わせるではなくて、いろんな夏これから、先ほども言いました、いろんな観光宣伝というか海をこれから、恵みの海を生かしていくにはいろんな係の担当のアイデアがあると思うんです。そういうところを引き出して、なおその観光地としてこれからも栄えていけるような方策を考えてもらいたいということなんです。まず、それ1点ずつ、じゃあもう一度お願いします。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、ご案内のとおりあの地域については、あのとおりの状況でございます。確かに昔はトイレがあったというふうに思いますが、いずれそのトイレをどこにするかというのは、これは個人のモラルの問題だと私は思っております。基本的にトイレがないからどこでもやるのかというのは、それはちょっと一般社会人としていかなものかというふうに私思います。基本的にやはりトイレというのは、トイレがあるところでトイレをすると

というのがこれは普通だと私は思っておりますので、現状としてあの場所に今トイレをつくるという状況に今残念ながら、あそこに人を集めるということ自体今残念ながらできないという状況でございますので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。別にトイレを否定しているわけではないのですが、今のあそこの現状を考えたときにどうなんですかということをお申し上げているんです。

それから、先ほどちょっと科学的に多分根拠に基づかないお話だと思うんですが、コンクリートが海を汚染をするというお話がございましたが、ご案内のとおり漁礁なんていうのはコンクリートできて、それを沖合に沈めて、そこで魚を集めたりしているわけですし。それから市場、これも全てコンクリートでつくっているわけですので、そういうお話になりますと全てコンクリート悪になりますと、どこも何もじゃあできなくなっちゃうということになりますので、そこはひとつ科学的根拠に基づいてお話をいただければというふうに思っております。

○議長（星 喜美男） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 済みません、話しべたで。コンクリートが汚染ではなくて、これから50年後、100年後管理していく上で相当な、先ほどお金がかかるということが話されましたけれども、それもお金がかかっている、これからの若い人たちの背中にそれがのしかかっているのではないかということをお願いしたいと思います。

それから、やはりトイレのことですけれども、皆さんそれぞれトイレをやっぱり、どこでモラルの問題、みんなそれはわかります。ないから、ないからそうであるので、これからそれを計画してもらいたいということですので、その辺もう一度お願いいたします。

○議長（星 喜美男） 産業振興課長。

○産業振興課課長（佐藤 通君） その当該地が何回も言うように、今現状ではすぐにその海水浴場として使える状態ではないと考えるんです。しかしそこに行かれる方もおられるでしょうけれども、そこに行ってトイレを使わなければならないというそういう決まりはないと思うんです。そこに行く前、トイレがあるところで済みますのが、これが一般的だと思います。これが観光地と、そのトイレがないからそこが散らばるといのは、少しそれは論点が違うと思います。もう少しその辺はですね、そこに行く前にあるところで用を足していただきたいというのが、それが私どものほうの望みというか、それが当然のことだと思います。

○議長（星 喜美男） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今の話ちょっと、何と解釈したらいいかわかりませんが、みんな

みんなうちで用を足せば、そこの地区の人たちはいいですよ、うちでやってくっから1時間、2時間、よそから来た人だの子供たちに我慢するな学校でやってべよって、そういつて間に合うんでしょうかということ。地区の人たちだけが使うんでないということ。町外から来たり、観光で来た人たちが、その時間はかって、大型バスでも来ればね、とまるところがポータルセンターとか気仙沼とかそうやってきますから、2時間おきにとまってそこにトイレ行きますけれども。そういう人たちだけでないんです。年とればなおさらのこと。今の言葉は私理解しがたいです。それで言うことは、この先も計画にはないということなのでしょうか。どういうことでしょうか、もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 繰り返しのお話になってトイレ談義で大変恐縮なんです、つくらないと言っているのではないんです。今あの地域にたくさんの方々を呼んでくるという、そういう環境に今ないというお話をしているんです。ですから、将来的にあの地域に海水浴場とか人を呼ぶ施設とか、そういうふうな環境が整ってきたときに、その前段でトイレを設置すればいいというふうに思いますが。繰り返します、あそこに人を今あちこちから呼んで集めるというのは非常に危険だと思っております。

○議長（星 喜美男） 産業振興課長。

○産業振興課課長（佐藤 通君） 私はあそこでトイレを我慢しろと言っているのではないですよ。そこに行かれるまでにですよ、その途中でそこに行ったらトイレがないということがわかっていれば、事前にトイレがあるところで用を足していろんなその観光をすべきだということなんです。今ないところに、そこで用足しをしろって誰も言えないと思うんです。あるところでやっていくのが普通だと思います。寝る前にトイレに行く、それからどこかに出かける前にはちゃんと用を足していくというのは、これは当たり前のことだと思います。それが無いからといって、私らのほうに責められてもこれは何とも手の打ちようがないと思います。ですからそこは、私のほうが無理を言っているのかどうなのかというのは私もがっかりしてしまいました。

○議長（星 喜美男） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 押し問答になってしまいますけれども、稲淵のほうにも補助事業でつくった立派なトイレがありました。そういうあったところに、今後これから復興していくのに再設置してくれるのかどうか。はい、教えてください。

○議長（星 喜美男） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 珍しい一般質問になっておりまして。実はね、人いっぱい集まって、例えば町内で、震災前、人一番集まったところはサンオーレ袖浜です。あの場所にもトイレございません。トイレないんですが、あの辺で用を足す方もいません。だから繰り返しますが、私言っているのは、今つくる、つくらないの問題じゃなくて、あそこに人を呼べる環境が整う、そういう復興を進めていくのが大前提だというお話をしているんです。そうした後に、人が呼べるようになれば当然そこにはトイレも必要だということになってくる場合には、そこにはトイレは設置するということだと思います。トイレというよりも、むしろトータル的に観光というのをどうやってこの南三陸に人を呼び込むのかということについて議論するのが、多分この一般質問ではないのかなと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そういうつもりで質問しているんですけど、何か行ったり来たりしているうちに、何かトイレばかりに集中してしまいましたけれども、非常にそのぐらい大事なことだと、観光と一緒にセットになって大事なものです。そういう復興に向けて観光を考えているのであれば、南三陸町にしかないというようなトイレをつくって、復興に向けて観光を推し進めていただきたいと思います。担当課のさらなるアイデアを出していただいて、いち早く観光に目を向けていただきたくお願ひ申し上げます。

それでは先ほど言いました、穴滝、蜘蛛滝の遊歩道、田東山までの遊歩道の確認のほうも、現地確認のほうもよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 現場を確認させていただきます。そして状況によっては、その措置を考えたいと思います。

○議長（星 喜美男） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 以上、質問を終わります。

○議長（星 喜美男） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明5日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会す

ることとし、明5日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時23分 延会